

官報

号外 昭和三十八年七月六日

○第四十三回 衆議院會議録 第五十号(その一)

昭和三十八年七月六日(土曜日)

議事日程 第四十七号

昭和三十八年七月六日

午前十時開議

第一 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 採石法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔諸議日程は本号(その一)末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

河野密君の故議員花村四郎君に対する追悼演説

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定に依り議決を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

近畿圏整備法案(内閣提出、参議院回付)

中小企業基本法案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 採石法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

諸議日程 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する諸議外千八百七十七諸議

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する諸議外二千九百九十諸議

午後十時三十分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがあります。

議員花村四郎君は、去る一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において、昨五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のため尽力しかつて法務委員長の要職につきまた再度国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等花村四郎君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

河野密君の故議員花村四郎君に対する追悼演説

○議長(清瀬一郎君) この際、弔意を表するため、河野密君から発言を求められております。これを許します。河野密君。

〔河野密君登壇〕

○河野密君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員花村四郎君は、七月一日朝、神田駿河台の日本大学病院において逝去せられました。私は、日ごろから花村君の清廉な人格に深く敬服いたしておりましたので、君の訃報に接し、驚愕おどろきを知らなかつたのであります。

いま諸君のお許しを得て、議員一同を代表し、追悼の言葉を申し述べますに際して、痛恨の情さらに新たなるを覚えるのであります。(拍手)

花村君は、明治二十四年八月、長野県南安曇郡豊科町に生まれました。若くして青雲の志を抱いて上京し、日本大学法科に学び、文字どおり苦学力行の末、大正六年に卒業されました。引き続き母校の研究室において研さんを重ね、大正八年、弁護士として世に出られました。花村君は、郷党の先輩で弁護士であり、衆議院議員であつた翠川鐵三先生を深く尊敬し、先生の歩んだ道を進むべく勉学につとめ、弁護士試験にも抜群の成績で合格されたのであります。

当時、小作運動がしばしば巻き起こされたのであります。正義感に燃える弁護士花村君は、いつも弱者の味方となつて東奔西走し、小作人の利益擁護のために奮闘し、早くも少壮弁護士として頭角をあらわし、その前途を囑望されていたのであります。(拍手)

ことに、大正十四年香川県下大田村伏石に起こつた小作争議、いわゆる伏石事件に際しましては、進んでその弁護を引き受け、武装警官の配置に抗議し、ついに検束のうき目を見るに至るなど、若き日の花村君の面目躍如たるものがありました。(拍手) 自來、私たちは、花村君に深く傾倒し、党を異にしながらも、常に畏敬の念を失わなかつたのであります。

故郷山一郎先生は、つとに若き花村君の才幹を認め、その人となりを愛しておられました。君もまた先生との知遇にこたえて努力を重ね、昭和七年以来、東京市会議員及び府会議員に当選し、東京市政、府政の刷新をはかり、その発展に大きな功績を残されたのであります。

昭和十七年のいわゆる翼賛選挙に際しては、君は非推薦でありながら、当時の東京第五区から立候補し、みごとに当選されたのであります。(拍手) 自來、本院議員に当選すること前後八回、十八年六カ月の長きにわたつて在職せられました。

在職中は、その談博な知識と豊富な経験を生かして各方面に活躍されましたが、中でも、青少年問題には深い理解と愛情とをもつて真剣に取り組み、また人権擁護の立場から、科学的捜査方法の確立に特に力を尽くされました。昭和二十四年二月には、法務委員長に選任され、翌二十五年五月まで、同委員会の運営に当たられました。そ

昭和三十八年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一)

河野密君の故議員花村四郎君に対する追悼演説 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙 肥料審議会委員任命につき同意を求めめるの件 地方財政審議会委員任命につき同意を求めめるの件 近畿圏整備法案(参議院回付)外一案

一三八六

のほか裁判官訴訟委員、弾劾裁判所裁判長、または両院法規委員長に選ばれ、法律家としての才幹を遺憾なく発揮されたのであります。かくして、君は多年にわたり本院議員の職務に精励され、まことに大きな功績を残されたのであります。

また、党にあつては、民主自由党、自由党、日本民主党の総務その他重要な地位について党務に活躍されました。

昭和二十九年十二月、第一次鳩山内閣の成立に際し、その意見と手腕を認められて法務大臣に任ぜられ、翌年の第二次鳩山内閣においても再び法務大臣につかれました。大臣在職中は、その才能を十二分に發揮して公正事に当たり、よくその重責を果たされたのであります。

花村君は、かつて幾たびか海外に渡り、各国の司法制度その他政治経済事情について調査研究をされ、見聞を広められたのであります。一昨年の十一月には藤山経済企画庁長官の顧問として第十九回ガット各国大臣の総会に同行出席し、帰途欧州各国の実情をつぶさに視察して帰朝されました。

君は、実に学識豊かな法律の専門家であり、多忙な時間をさいて、日本商科大学、千葉商科大学等に法律を講じて後進学徒の指導育成に当たり、また「陪審法通義」「独逸弁護士法論」等の著書をも公にしておられます。

思うに、花村君は、すぐれた資質を刻苦勉勵によつて伸ばし、よく今日を築かれた、まれに見る努力家でありました。權威に屈せず、信ずる道を最も忠実に進んで来られた不屈の闘志闘魂は、まさに人々を圧倒するものがありました。(拍手)しかも、高潔にして円満な人格者であり、常に誠意をもつて人に接し、毀譽を離れて人のために尽くされたのであります。君が広く本院内外の人々から絶大の信望を受けておられたのも、一にその誠実な人柄によるものと信ずるのであります。(拍手)

君は、よわい七十一歳、必ずしも天寿を全うされたとは申されません。現下政局多端の際、私どもは君のような練達にして有能な士が、さらに長く本院にあつて国政に参画されることを確信しておりました。しかるに、いまにわかに君の御逝去にあい、この期待のむなしくなったことは、国家国民のためにもことに惜しみて余りあることと存じます。(拍手)

ここにつつしんで君が生前の業績をたたえ、その人となりをしのび、衷心より君の長逝を惜しんで、哀悼の意を表する次第であります。(拍手)

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
○議長(清瀬一郎君) 裁判官弾劾裁判所裁判員が一名欠員になつております。この際、その選挙を行ないます。
○草野一郎平君 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めめるの件
○議長(清瀬一郎君) おはかりいたします。
内閣から、肥料審議会委員に参議院議員大河原一孝君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

地方財政審議会委員任命につき同意を求めめるの件
○議長(清瀬一郎君) また、内閣から、地方財政審議会委員に武岡憲一君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

近畿圏整備法案(内閣提出、参議院回付)
中小企業基本法案(内閣提出、参議院回付)
○議長(清瀬一郎君) おはかりいたします。
参議院から、内閣提出、近畿圏整備法案、及び中小企業基本法案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

近畿圏整備法案の参議院回付案、中小企業基本法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

この申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

近畿圏整備法案(内閣提出、参議院回付)
中小企業基本法案(内閣提出、参議院回付)
○議長(清瀬一郎君) おはかりいたします。
参議院から、内閣提出、近畿圏整備法案、及び中小企業基本法案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

近畿圏整備法案の参議院回付案、中小企業基本法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

近畿圏整備法案の参議院回付案、中小企業基本法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

近畿圏整備法案の参議院回付案、中小企業基本法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十八年七月五日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

附則
(修正に係る条文を掲ぐ。)
(小字及び「」は修正)
1 この法律は、公布の日
から施行する。ただし、附則
第五項の規定は、政令で定める日
から施行する。

中小企業基本法案
右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付
する。

昭和三十八年七月五日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿
(修正に係る条文を掲ぐ。)
(小字及び「」は修正)

目次
前文
第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 中小企業構造の高度化等
(第九条―第十六条)
第三章 事業活動の不利の補正
(第十七条―第二十二条)
第四章 小規模企業(第二十三条)
第五章 金融、税制等(第二十四条
条―第二十五条)
第六章 行政機関及び中小企業団
体(第二十六条―第二十
七条)

第七章 中小企業政策審議会(第二十八條第三十三條)

附則

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の原理を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとつて、今後とも変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性^{○企業所得、労働賃金}の格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとつて大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者^{○生活水準が向上するよう}に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の^{○創業工夫を尊重し、その自主的な努力}を助長して、中小企業の成長発展を

図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を達成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

(政策の目標)

第一条 国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業者の地位の向上に資することに努めるものとする。

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 近代化設備の導入等中小企業者の設備の近代化を図ること。

二 技術の研究開発の推進、技術者^{○及び技術者}の養成等によつて中小企業の技術の向上を図ること。

三 近代的经营管理方法の導入、経営管理者の能力の向上等によつて中小企業の経営管理の合理化を図ること。

四 中小企業の企業規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換及び小売商業における経営形態の近代化(以下「中小企業構造の高度化」と総称する。)を図ること。

五 中小企業の取引条件に関する不利を補正するよう過度の競争の防止及び下請取引の適正化を図ること。

六 中小企業が生産する物品の輸出の振興その他中小企業の供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

七 中小企業者以外の者の事業活動の調整等によつて中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ること。

八 中小企業における労働関係の適正化及び従業員福祉の向上を図るとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図ること。

九 前項の施策は、経済的社会的諸事情の変化を考慮して、産業構造の高度化及び産業の国際競争力の

強化を促進し、国民経済の均衡ある成長発展に資するように講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(中小企業者の努力等)

第六条 中小企業者は、経済的社会的諸事情の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、生産性及び取引条件の向上に努めなければならない。

2 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、第三条第一項又は第四条の施策の実施について協力するようしなければならない。

(技術の向上)

第十条 国は、中小企業の技術の向上を図るため、試験研究機構の整備、技術の研究開発の推進、技術指導^{○及び技術者の研修}の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条 国は、小規模企業者(おむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。)に対して第三条第一項の施策を講ずるにあつては、

これらの施策が円滑に実施されるように小規模企業の経営の改善発達に努めるとともに、その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるときに金融、税制その他の事項につき必要なる考慮を払ふものとする。

(企業資本の充実)

第二十五条 国は、中小企業の企業資本の充実を図るため、中小企業に対する投資の円滑化のための機関の整備、租税負担の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業行政に関する組織の整備等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項又は第四条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案は参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送

昭和三十三年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 建築基準法の一部を改正する法律案外一案

付)

日程第二 不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、建築基準法の一部を改正する法律案、日程第二、不動産の鑑定評価に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎殿

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の二」を「第五十九条の三」に改める。

第三条第三項第二号ハ中「特定街区」を「容積地区」に改める。

第六条第六項中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十五条の二中「特殊建築物」の下に「高さ三十一メートルをこえる建築物」を加える。

第五十六条第三項中「合計」を

「合計。以下この節において同じ。」に改める。

第五十九条の二第二項中「建築物の高さの最高限度」を「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度」に改め、「別表第五(欄)の各項に掲げる」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 特定街区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の高さは、これらについて第一項の規定により定められた限度以下でなければならない。

4 特定街区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、第一項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
第五十九条の二第五項中「別表第五(欄)の各項に掲げる」を削り、「前六条」を「前七条」に改め、同条を第五十九条の三とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

(容積地区)

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画図上又は土地利用上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、別表第五(欄)

の各項に掲げる容積地区を指定することができる。

2 別表第五(欄)の各項に掲げる容積地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同表(欄)の当該各項に掲げる限度以下であり、かつ、当該建築物の前面道路(二以上あるときは、その幅員の最大なもの。以下この項において同じ。)が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

3 建築物の敷地が第四十四条第二項に規定する計画道路(以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を前項の前面道路とみなして、同項の規定を適用するものとする。この場合において、同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路に係る部分を除いた部分の面積」とする。

4 次の各号の一に該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの延べ面積の敷地面積に対する割合は、第二

項の規定にかかわらず、その許可の限度内において、同項の規定による限度をこえるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物における敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

二 その敷地内に当該地方公共団体の条例で定める規模以上の空地を有し、かつ、その敷地面積が当該条例で定める規模以上である建築物

5 別表第五(欄)の各項に掲げる容積地区内においては、建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるものの以下でなければならない。

一 住居地域内においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の一・二五倍に二十メートルを加えたもの

二 住居地域外においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の二・五倍に三十一メートルを加えたもの

6 建築物の敷地が公園、広場、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地と隣地との高低の差が著しい場合その

他隣地に関し特別の事情がある場合における当該隣地との関係についての前項の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

7 第四十八条第二項の規定は第一項の規定による指定をする場合に、第五十七条第三項の規定は第三項及び第四項の規定による許可をする場合に準用する。

8 別表第五(欄)の各項に掲げる容積地区内の建築物については、第五十七条及び第五十八条第一項第二号の規定は、適用しない。

第八十二条中「裁定又は同意」を「同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決」に改める。

第八十五条第一項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第八十六条第一項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第二項から第六項まで、第五十九条の三第三項」に改める。

第八十六条の二中「若しくは第四項」の下に「第五十九条の二第二項」を加える。

第九十九条第一項第五号中「第五十九条の二第三項若しくは第四項」を「第五十九条の二第二項若しくは第五項、第五十九条の三第三項若しくは第四項」に改め、同項第十二号中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五 容積地区の種別及び容積地区内の建築物の制限

容積地区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種容積地区	十分の十以下
第二種容積地区	十分の二十以下
第三種容積地区	十分の三十以下
第四種容積地区	十分の四十以下
第五種容積地区	十分の五十以下
第六種容積地区	十分の六十以下
第七種容積地区	十分の七十以下
第八種容積地区	十分の八十以下
第九種容積地区	十分の九十以下
第十種容積地区	十分の百以下

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十二条、第八十五条及び第九十九条第一項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 3 この法律の施行の際この法律に

(この法律の施行前に指定された特定街区に関する経過措置)

よる改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)(第五十九条の二第一項の規定により指定されている同法別表第五(イ)欄の各項に掲げる特定街区は、この法律による改正後の建築基準法(以下「新法」という。)(第五十九条の三第一項の規定により指定された特定街区と、当該特定街区についての旧法別表第五(イ)欄の当該各項に掲げる建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)(敷地面積に対する割合並びに同法第五十九条の二第一項の規定により定められた建築物の高さの最

高限度及び壁面の位置の制限は、新法第五十九条の三第一項の規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限とみなす。

不動産の鑑定評価に関する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月二十四日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 清瀬 一郎殿

不動産の鑑定評価に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補
 - 第一節 不動産鑑定士試験(第三条・第十四条)
 - 第二節 登録(第十五条・第二十一条)
- 第三章 不動産鑑定業
 - 第一節 登録(第二十二條―第三十四条)
 - 第二節 業務(第三十五条―第三十九条)
- 第四章 監督(第四十条―第四十六条)
- 第五章 雑則(第四十七条―第五十五条)

第六章 罰則(第五十六条―第六十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士等の資格及び不動産鑑定業について必要な事項を定め、もつて土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「不動産の鑑定評価」とは、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。
- 2 この法律において「不動産鑑定業」とは、みづから行なうと他人を使用して行なうとを問わず、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行なうことをいう。

- 3 この法律において「不動産鑑定業者」とは、第二十四条の規定による登録を受けた者をいう。

第二章 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補

第一節 不動産鑑定士試験

- 第三条 不動産鑑定士とならうとする者に必要な学識及び応用能力を

有するかどうかを判定するため、この法律で定めるところにより、不動産鑑定士試験を行なう。

(不動産鑑定士試験の種類)

- 第四条 不動産鑑定士試験を分けて、第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする。

2. 第二次試験に合格し、かつ、政令で定めるところにより二年以上不動産の鑑定評価に関する実務に従事した者は、不動産鑑定士補となる資格を有する。

- 3 第三次試験に合格した者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

(第一次試験)

- 第五条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、国語、数学及び論文について行なう。

(第一次試験の免除)

- 第六条 次の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学

昭和三十八年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 建築基準法の一部を改正する法律案外一案

一三九〇

校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 高等試験予備試験、司法試験第一次試験又は公認会計士試験第一次試験に合格した者

四 前二号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般の学力を有すると認められた者

(第二次試験)

第七条 第二次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、民法、不動産に関する行政法規、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行なう。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前条の規定により第一次試験を免除された者に限り、受けることができる。

(第二次試験の一部免除)

第八条 次の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学(予科を含む)、旧高等

学校令による高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校(以下この条において「大学等」と総称する。)において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法学に属する科目に關する研究により博士の学位を授与された者については、民法

二 大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に關する研究により博士の学位を授与された者については、経済学

三 大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に關する研究により博士の学位を授与された者については、会计学

四 民法、経済学又は会计学について高等試験本試験、司法試験第二次試験又は公認会計士試験第二次試験を受け、その試験に合格した者については、その試験において受験した科目

(第三次試験)

第九条 第三次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、

不動産の鑑定評価に関する実務について行なう。

2 第三次試験は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補で、次条の規定による実務補習を受けた期間が一年以上のものに限り、受けることができる。

(実務補習)

第十条 実務補習は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能を修得させるため、不動産鑑定業者の事務所、第五十二条の規定による届出をした社団又は財団その他の建設大臣の認定する機関において行なう。

2 前項に規定するものは、実務補習に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(受験手数料)

第十一条 第一次試験を受けようとする者は五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は千円を、政令で定めるところにより、受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、不動産鑑定士試験を受けないかつた場合においても返還しない。

(試験の施行)

第十二条 不動産鑑定士試験は、毎

年一回以上、不動産鑑定士審査会が行なう。

(合格の取消し等)

第十三条 不動産鑑定士審査会は、不正の手段によつて不動産鑑定士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 不動産鑑定士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて不動産鑑定士試験を受けることができないものとするることができる。

(省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士試験に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 登録

(登録)

第十五条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有する者が、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となるには、建設省に備える不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿に、氏名、生年月日、住所その他建設省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定士補が不動産鑑定士の登録を受けたときは、不動産鑑定士補の登録は、その効力を失ふ。

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられた者

で、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

六 第二十条第四号又は第四十条

第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

七 第四十条第一項又は第二項の

規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

(登録の手続)

第十七条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けようとする者は、登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる

資格を有することを証する書類を添附しなければならない。

3 建設大臣は、前二項の規定による書類の提出があつたときは、遅滞なく、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録をしなければならない。

(変更の登録)

第十八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第十五条第一項の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第十九条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

- 一 死亡したとき。 相続人
- 二 第十六条第二号に該当するに至つたとき。

後見人又は保佐人
三 第十六条第三号から第五号までの一人に該当するに至つたとき。 本人

(登録の消除)

第二十条 建設大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けたことが判明したとき。

五 第十三条第一項の規定により不動産鑑定士試験の合格の決定を取り消されたとき。

(省令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第三章 不動産鑑定業

第一節 登録

(不動産鑑定業者の登録)

第二十二条 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては建設省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその効力がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という)は、建設省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては建設大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ)の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名(不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨)

五 不動産鑑定業以外の業務を行なつてゐるときは、その業務の種類

2 前項の登録申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 不動産鑑定業経歴書
- 二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面
- 三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面
- 四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
- 五 その他建設省令で定める書面

(登録の実施)

第二十四条 建設大臣又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 建設大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 三 第十六条第六号又は第七号に該当する者
- 四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者
- 五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者
- 六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各

昭和三十三年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 建築基準法の一部を改正する法律案外一案

号の一に該当するもの

七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

(登録換え)

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

一 建設大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。

二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けると

三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けると

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は建設大臣に通知しなければならない。

3 第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

(変更の登録)

第二十七条 不動産鑑定業者は、第

二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に關する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。

(書類の提出義務)

第二十八条 不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、次の各号に掲げる書類を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 過去一年間における事業実績の概要を記載した書面

二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の変動を記載した書面

三 その他建設省令で定める書面

(廃業等の届出)

第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二

一 不動産鑑定業者を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 法人が破産により解散したとき。

四 法人が合併により解散したとき。

五 法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき。

六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。

(登録の消除)

第三十条 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

四 第二十二條第四項に規定する

号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員

相続人

破産管財人

法人を代表する役員であつた者

清算人

不動産鑑定業者

場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。

五 第二十六条第二項の規定による通知があつたとき。

六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。

(不動産鑑定業者登録簿等の供覧等)

第三十一条 建設大臣は次に掲げる書類を、都道府県知事は次に掲げる書類及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一 不動産鑑定業者登録簿

二 第二十三條第二項、第二十七條第二項後段又は第二十八條の規定により提出を受けた書類

2 建設大臣は、その登録を受けた不動産鑑定業者に關する前項各号に掲げる書類の写しをその不動産鑑定業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による書類の供覧に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録申請手数料)

第三十二条 登録申請者は、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内で政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

(無登録業務の禁止)

第三十三条 不動産鑑定業者の登録を受けない者は、不動産鑑定業者を営んではならない。

(省令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、不動産鑑定業者の登録に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 業務

(不動産鑑定士の設置)

第三十五条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上

置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なわなければならない。同様とする。

2 不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者等による鑑定評価の禁止)

第三十六条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行なつてはならない。

2 不動産鑑定業者は、その業務に関し、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補でない者又は第四十条第一項若しくは第二項の規定による禁止の処分を受けた者に不動産の鑑定評価を行なわせてはならない。

(不動産鑑定士等の責務)

第三十七条 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従ひ、誠実に不動産の鑑定評価を行なうとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八条 不動産鑑定業者並びに

その業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(鑑定評価書等)

第三十九条 不動産鑑定業者は、依頼者に、鑑定評価額その他建設省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならない。

2 鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない。

3 不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、鑑定評価書の写しその他の書類を保存しなければならない。

第四章 監督

(不当な鑑定評価等についての懲戒処分)

第四十条 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、故意に、不当な不動産の鑑定評価を行つたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定

業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止し、又はその不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録を消除することができ、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、第三十三条又は第三十八条の規定に違反したときも、同様とする。

2 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、相当の注意を怠り、不当な不動産の鑑定評価を行つたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止することができ、

3 建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前二項の規定による禁止の処分に違反したときは、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

(不動産鑑定業者に対する監督処分)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、その不動産鑑定業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。

二 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由があるとき。

(不当な鑑定評価に対する措置の要求)

第四十二条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が不動産鑑定業者の業務に関し不当な不動産の鑑定評価を行なつたことを疑ひに足りる事実があるときは、何人も、建設大臣又は当該不動産鑑定業者が登録を受けた都道府県知事に対し、資料を添えてその事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(懲戒処分等の手続)

第四十三条 建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者について聴聞を行ない、なお必要があるときは、参考人の意見をきかなければならない。ただし、その処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者が、正当な理

由がなく、聴聞に応じないときは、聴聞を行なわないでその処分をすることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

3 建設大臣は、第四十条第一項前段又は第二項の規定による処分をしようとするときは、不動産鑑定士審査会の意見をきかなければならない。

(懲戒処分等の公告)

第四十四条 建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業者の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、建設大臣にあつてはすべての不動産鑑定業者について、都道府県知事にあつてはその登録を受けた不動産鑑定業者について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員にその業務に関係のある事務所その他の場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類を検査させることができる。

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 建築基準法の一部を改正する法律案外一案

一三九四

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は勧告)

第四十六条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産鑑定業の適正な運営の確保又はその健全な発達を図るため必要があるときは、その登録を受けた不動産鑑定業者に対し、その営む不動産鑑定業に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章 雑則

(不動産鑑定士審査会)

第四十七条 不動産鑑定士試験を施行し、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、その他この法律又はこの法律に基づく政令によりその権限に属せられた事項を処理させるため、建設省の附属機関として不動産鑑定士審査会(以下「審査会」といふ)を置く。

第四十八条 審査会は、委員十人以上をもつて組織する。

2 委員は、不動産の鑑定評価に関する事項について学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。

第四十九条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、審査会に試験委員を置く。

2 試験委員は、試験の施行ごとに、審査会の推薦に基づき、建設大臣が任命する。

第五十条 審査会の庶務は、建設省計画局において処理する。

第五十一条 前四条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産鑑定士等の団体)

第五十二条 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする社団又は財団で、建設省令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に対し、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

第五十三条 建設大臣又は都道府県知事は、不動産の鑑定評価の適正な実施の確保又は不動産鑑定業の健全な発達を図るため必要があるときは、前条の規定による届出をした社団又は財団に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることが出来る。

(名称の使用禁止)

第五十四条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、それぞれ

不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いてはならない。

(農地等に関する適用除外)

第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、当該評価等の行為は、この法律にいう不動産の鑑定評価に含まれないものとする。

一 農地、採草放牧地又は森林の取引価格(農地、採草放牧地及び森林以外のものとするための取引に係るものを除く。)を評価するとき。

二 損害保険の目的である建物の保険価額又は損害填補額を算定するとき。

三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による建築士事務所業務として、建物につき鑑定するとき。

第六章 罰則

第五十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けた者

二 第三十三条の規定に違反して、不動産鑑定業を営んだ者

三 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、業務を営んだ者

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けた者

二 第三十六条第一項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

三 第三十六条第二項の規定に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

四 第三十八条の規定に違反して、業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を漏らした者

五 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分に違反して、不動産の鑑定評価を行なつた者

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

二 第二十六条第一項の規定に違反して、事務所を廃止し、又は設けた者

三 第二十七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

四 第二十八条の規定に違反し

て、書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をして書類を提出した者

五 第四十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十四条の規定に違反して、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いた者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条、第五十七条第三号又は前条第二号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十条 第五十九条又は第二十九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第十八項中建設省設置法第二十二條の改正規定は、公布の日から施行する。

(特別試験)

2 昭和四十一年十二月三十一日まで

との間に限り、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験を行なう。

(不動産鑑定士となる資格の特例)

3 特別不動産鑑定士試験に合格した者は、第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

(不動産鑑定士補となる資格の特例)

4 特別不動産鑑定士補試験に合格した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

(特別不動産鑑定士試験)

5 次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十三年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅

令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して二十年以上の実務の経験を有する者

五 行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に關する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあつた期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

6 特別不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的知識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

(特別不動産鑑定士補試験)

7 次の各号の一に該当する者は、特別不動産鑑定士補試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して八年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

鑑定評価に關し通算して五年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して八年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

8 特別不動産鑑定士補試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

(合格者の決定)

9 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験の合格者を定めるには、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参酌することができる。

(受験手数料)

10 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

めるには、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に關する実務の経験年数を参酌することができる。

(受験手数料)

11 第十一条第二項、第十二条から第十四条まで、第二十条第五号及び第四十九条の規定は、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験に準用する。この場合において、第十三条第二項中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士試験」と読み替へるものとする。

(罰則)

12 特別不動産鑑定士試験又は特別不動産鑑定士補試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

13 第十二条の規定にかかわらず、昭和三十九年においては不動産鑑定士試験を、昭和四十年においては

は第三次試験を行なわれない。

(不動産鑑定業に関する特例)

14 第三十三条の規定は、この法律の施行の際現に不動産鑑定業を営んでいる者のその不動産鑑定業については、昭和四十年三月三十一日(同日前に第二十三条の規定により登録を申請した場合において、同日までにその申請に対する処分がなされないときは、その処分がなされる日)までの間は、適用しない。その期限の到来前に締結した契約に基づく債務の履行として行なう不動産の鑑定評価に關する間は、同様とする。

15 この法律の施行の際現に不動産鑑定業を営んでいる者が、引き続き不動産鑑定業を営み、かつ、昭和四十年三月三十一日までに不動産鑑定士補となつたときは、第三十五条第一項後段の規定の適用については、その者が引き続き不動産鑑定業を営んでいる場合に限る。政令で定める日までの間、その者が不動産鑑定士であるものとみなす。

(登録税法の一部改正)

16 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ四の次に次の一條を加える。

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

第七條ノ五 左ノ事項ニ付キ不動産

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 建築基準法の一部を改正する法律案外一案

産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項ノ規定ニ依ル登録

不動産鑑定士 金三千円

不動産鑑定士補 金千五百円

二 不動産の鑑定評価に関する法律第十八条ノ規定ニ依ル登録

不動産鑑定士 金百二十円

不動産鑑定士補 金六十円

17 (公認会計士法の一部改正) 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第三号中「又は司法試験第一次試験」を「司法試験第一次試験又は不動産鑑定士試験第一次試験」に改める。

第九條に次の一号を加える。

五 不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者については、経済学

18 (建設省設置法の一部改正) 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八條の三 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年

法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第三項中「第十八号の二」

第十條第一項の表中

宅地審議会	不動産鑑定士審査会
建設大臣の諮問に應じて宅地制度及び不動産の鑑定評価に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。	不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験に關する事項を處理し、又は不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に對する懲戒処分について建設大臣に意見を述べること。

第十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に關する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び監督に關すること。

第二十二條に次の一項を加える。

2 宅地制度審議会は、第十條第一項に規定する事項のほか、建設大臣の諮問に應じて不動産の鑑定評価の基準その他不動産の鑑定評価に關する法律の施行の準備のため必要な重要事項を調

を「第十八号の三」に改め、同条第七項中「第十八号の三」を「第十八号の四」に改める。

建設大臣の諮問に應じて宅地制度に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べること。

に改める。

19 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第七項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 不動産鑑定業

(土地収用法の一部改正) 土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十五條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の規定によつて鑑定人に土地若しくは建物又はこれらに關する所有権以外の權利の価格を鑑定せるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬ。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事木村守江君。

〔報告書は本号(その二)末尾に掲載〕

○木村守江君登壇

木村守江君 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案、及び不動産の鑑定評価に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近、わが国の建築技術の進歩により、超高層建築物の建築が可能になってきたことと、土地の合理的利用の点からも、現行の建築基準法による建築物の高さの制限は、実情に合わない点があることにかんがみ、建築物の建築に際し、その規模の規制を行ない、道路その他都市施設との均衡を考慮し、都市計画に適合する建築物の規模を確保するために、容積地区を指

定することができるものとし、その地区内においては、建築物の高さの制限を廃止または緩和すること等を目的とするものであります。

おもな内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣は、都市計画の施設として、容積地区を指定することができるものとし、この容積地区内においては、高さの制限を廃止することとに、現行の前面道路の幅員による建築物の高さの制限を緩和するほか、隣地の採光を確保するため、建築物の一定の高さを越える部分について制限を行なうものとしたこととあります。

第二に、現在、特定街区については、一定の割合の容積率が定められているが、この割合を都市計画決定の際、個々に具体的に規定できるものとしたこと。

第三に、建築物の建築等に関する確認手数料の限度額の改訂を行なうものとしたこと。

第四に、非常災害の場合の応急仮設建築物等に対する緩和区域の指定を、建設大臣から都道府県知事の承認でできるものとしたこととあります。

本案は、参議院先議のため、去る三月七日日本委員会に予備付託され、六月五日日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたものであります。その詳細につきましては、本委員会に議することといたします。

かくて、七月四日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

第四は、不動産鑑定士試験を実施し、また鑑定士等に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、建設省の付属機関として不動産鑑定審査会を設置するものとしたことであります。

第五は、経過措置として、この法律の施行の日から三年以内に限り、本試験にかえて特別不動産鑑定士試験を実施するものとしたことでもあります。

第六は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

かくて、七月五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最近における宅地価格の高騰は、根本的には宅地の需給の不均衡によるものと考えられますが、さらには合理的な地価形成をはかる制度の欠陥していることが大きな原因となっており、す。本案は、主としてこれらの地価形成上の欠陥を除去するため、不動産鑑定評価制度を実施して、権威ある鑑定人を確保し、適正な地価形成をはかり、宅地価格等の安定に寄与することを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の制度を定め、高度の国家試験を実施して、その合格者で鑑定士等にならうとする者は、建設大臣の登録を受けるものとしたことでもあります。

第二は、不動産鑑定業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の登録を受けるものとし、その事務所ごとに専任の鑑定士を一人以上置くものとしたことでもあります。

第三は、土地収用委員会が、土地価格等に関して鑑定人に出頭を命じ、鑑定評価をさせるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬものとしたことでもあります。

第四は、不動産鑑定士試験を実施し、また鑑定士等に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、建設省の付属機関として不動産鑑定審査会を設置するものとしたことでもあります。

第五は、経過措置として、この法律の施行の日から三年以内に限り、本試験にかえて特別不動産鑑定士試験を実施するものとしたことでもあります。

第六は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

かくて、七月五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

第七は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

かくて、七月五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

第二は、不動産鑑定業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の登録を受けるものとし、その事務所ごとに専任の鑑定士を一人以上置くものとしたことでもあります。

第三は、土地収用委員会が、土地価格等に関して鑑定人に出頭を命じ、鑑定評価をさせるときは、当該鑑定人のうち少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬものとしたことでもあります。

第四は、不動産鑑定士試験を実施し、また鑑定士等に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べ、建設省の付属機関として不動産鑑定審査会を設置するものとしたことでもあります。

第五は、経過措置として、この法律の施行の日から三年以内に限り、本試験にかえて特別不動産鑑定士試験を実施するものとしたことでもあります。

第六は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

第七は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

かくて、七月五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

第七は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

かくて、七月五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

第七は、参議院先議のため、去る五月二十九日本委員会に予備付託され、六月二十四日本委員会に正式に付託されたもので、その間、慎重に審査をいたしたのであります。その詳細につきましてもは会議録に譲ることといたします。

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 道路運送車両法の一部を改正する法律案

保されていないと認めるときは、当該自動車登録番号標交付代(行者)に対し、自動車登録番号標の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十号中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 車輪にかかる荷重
第四十一号第十二号中「煤煙」を「ばい煙」に改め、同条第十三号中「燈火装置」の下に「及び反射器」を加える。

第四十四号中第八号を第十一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 方向指示器
十 後写鏡

第四十四号中第六号を第七号とし、同条第五号中「前照燈」の下に「番号燈、尾燈、制動燈」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
第四十八号及び第四十九号を次のように改める。

(定期点検整備)

第四十八号 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この条及び次条において同じ。)の使用者は、自動車

運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車にあつては一月ごとに、その他の自動車にあつては六月ごとに、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

2 自動車の使用者は、前項の点検を行なつた結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなつた状態にある状態又は適合しない状態にあると認めるときは、保安基準に適合しなくなつた状態をなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

(定期点検整備記録簿)

第四十九号 自動車の使用者は、当該自動車について、前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

2 前項の場合において、第七十八号の自動車分解整備事業者が分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連絡装置を取りはずして行なう自動車の整備又は改造で

あつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。)の工事をしたときは、当該自動車分解整備事業者の交付する第九十一号第二項の分解整備記録簿の写しをもつて定期点検整備記録簿の当該事項の記載に代えることができる。

3 定期点検整備記録簿は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第五十号第一項中「自動車運送事業者にあつては」を「自動車運送事業者又は乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車の使用者は」に改める。

第五十五号中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の指定する自動車整備士の養成施設の課程を修了した者その他一定の資格を有する者に対して、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

第五十八号中「軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。

第五十九号第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 陸運局長は、前条の検査を受けようとする者に対し、当該自動車

に係る第四十九号の定期点検整備記録簿の呈示を求めることができる。

第六十号中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」とを「適合する」に改め、同条第七号及び第十五号中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第十六号中「被けん引自動車」を「けん引自動車」に、「けん引自動車」を「牽引自動車」に改める。

第六十一号第二項中「第六十三条第三項」の下に「(第六十四条第二項及び第六十七号第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十二号第一項中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」とを「適合する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第五十九号第二項の規定は、第一項の検査について準用する。

第六十三号第一項中「自動車の使用者」を「自動車(軽自動車を含む。以下第三項までにおいて同じ。)の使用者」に改め、同条第三項中「適合し、且つ、呈示をした者が当該自動車を使用する権利を有する」と認めるときは、「を」を「適合する」と認めるときは、軽自動車にあつてはその旨を証明し、その他の自動車にあつては「に改め、同条第四項中「前条第二項の規定は、前項を、第五十九号第二項及び前条第二項の規定は、前項の

検査及び同項」に改める。

第六十五号第二項中「自動車」の下に「(軽自動車を含む。)」を加え、同条第三項中「自動車の」を「自動車(軽自動車を含む。)」につき、軽自動車にあつては保安基準に適合する旨の証明、その他の自動車にあつては「に改める。

第六十七号第二項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 被けん引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式を変更したとき。

第六十七号第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 燃料の種類を変更したとき。

第七十一号第五項中「第六十三条第三項」の下に「(第六十四条第二項及び第六十七号第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十二号及び第七十四号第一項中「自動車の検査」を「自動車(軽自動車を含む。)」の検査」に改める。

第七十七号中「軽自動車以外の自動車」を「自動車(小型特殊自動車及び二輪の軽自動車を除く。)」に改め、同条第一号中「電気自動車(電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ。以外)」を削り、「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第二号中「電気自動車以外の小型自動車」を「小型自動車及び三輪以

上の軽自動車」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 軽自動車分解整備事業（三輪自動車分解整備事業）

第九十条中「当該自動車」の下に「の分解整備に係る部分」を加える。

第九十一条第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の第三項」を加え、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者の請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。

第九十四条の六第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の第三項」を加える。

第九十七条第四項中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

第九十七条の二第二項中「当該地方公共団体の長の書面を提出し」を「に足る書面を呈示し」に改め、同条第二項中「提出」を「呈示」に改める。

第九十七条の三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、「その後面の見易い位置」とあるのは、「運輸省令で定める位置」と読み替へるものとする。

第九十七条の三に次の一項を加える。

3 前項において準用する第七十三条第一項の規定により軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、運輸省令で定める。

第九十九条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第五号中「第三十二条」を「第二十八条の二第二項又は第三十二条」に改める。

第一百条第一号及び第四号中「第四十九条」を削り、同条第五号中「及び第七十六条」を、第七十六条及び第九十七条の三第三項に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行前に改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により申請された登録換えについては、なお従前の例による。

2 前項の規定により閉鎖した自動車登録簿は、その閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

3 この法律の施行前に旧法第十四条第七項の規定により閉鎖した自動車登録簿の保存については、

なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の家用自動車を使用する者であつて第五十条第一項の規定の改正により新たに五トン以上九トン以下の自動車の使用の本拠につき整備管理者を選任しなければならなくなつたものは、この法律の施行の日から一年間は、改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第五十一条第一項各号の一に該当しない者を当該使用の本拠における整備管理者に選任することができる。

第四条 この法律の施行前にした旧法の規定による自動車分解整備事業の認証は、運輸省令で定めるところにより、新法の規定に基づいてしたものとなす。その認証の申請についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に軽自動車分解整備事業に相当する事業を営んでいる者は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、軽自動車分解整備事業の認証を受けたものとみなす。その者が、その期間内に新法第七十八条第一項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日まで、同様とする。

3 前項の規定により軽自動車分解整備事業の認証を受けた者とみなされたものは、この法律の施行の日から一年間は、新法第八十六条第一項各号の一に該当しない者を検査主任者に選任することができる。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鉄道抵当法の一部改正)
第六条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第三号中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。

(工場抵当法の一部改正)
第七条 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。

(自動車抵当法の一部改正)
第八条 自動車抵当法（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)
第九条 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部

を次のように改正する。

第七条第一項中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正)
第十条 自動車の保管場所の確保等

に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び二輪の軽自動車」を「二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車」に改める。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事高橋清一郎君。

〔報告書は本号（その一）末尾に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車数の激増、自動車の性能、種類並びに自動車の高速化に伴い、自動車の保安確保のため、その整備の充実強化をはかることを主眼とし、あわせて諸制度の合理化

昭和三十三年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 採石法の一部を改正する法律案

及び簡素化をはかろうとするものであります。

本案は、二月十八日本委員会に予備付託、三月十五日日本付託となり、五月十七日政府より提案理由を聴取し、七月五日質疑を行ないましたが、その内容は會議録により御承知願います。

同日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 採石法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、採石法の一部を改正する法律案を議題といたします。

採石法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年五月十七日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

採石法の一部を改正する法律

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

採石業に着手しようとする者は、採取場ごとに、省令で定めるところにより、その採取場の位置、岩石の採取の方法、着手の予定年月日その他の事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(公益の保護)

第三十二条の二 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破砕又は廃石のたい積により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令に基づき公害防止の方法の認可を受けた者は、その公害防止の方法を変更し

ようとするときは、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による命令を受けた者は、当該採取場において採石業を行なうには、同項の認可を受けた公害防止の方法(前項の規定により変更の認可を受けたときは、その変更後の公害防止の方法)に従わなければならない。

4 通商産業局長は、第一項の規定による命令をした場合において、同項に規定する要件に該当する事実がなくなつたと認めるときは、その命令を取り消さなければならない。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

通商産業局長は、前条第一項に規定する要件に該当する事実があると認めるときは、特に必要があるときは、採石業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、急迫の危険があるときは、この限りでない。
第三十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業局長は、前項に規定する場合において、同項の規定による命令をもつてしては、その目的を達することが著しく困難であると認めるときは、採石業者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 都道府県知事は、第三十二条の二第一項に規定する要件に該当する事実があると認めるときは、通商産業局長に対し、その事実を示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による請求があつたときは、必要な調査を行ない、その結果が必要があると認めるときは、第三十二条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

第四十三条を次のように改める。
第四十三条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の二第三項の規定に違反した者
二 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
附則
1 この法律は、公布の日から起算

して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に採石業に着手した採石業者の通商産業局長に対する届出については、改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十三条第二項から第四項まで」を「第三十三條第三項本文、第四項及び第五項」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長逢澤寛君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔逢澤寛君登壇〕

○逢澤寛君 たいだいま議題となりました採石法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

採石業は近時ますます活況を呈し、採石事業の活発化に伴い、公害の発生も漸次増加の傾向にあることは御承知のとおりであります。本案は、かかる実情に対処し、公害を防止するため、採石業に対する現行法の監督措置をさ

らに強化整備する目的をもって提出されたものであります。

次に、本案のおもなる内容を申し上げます。

第一は、現在採石業に着手したとき通商産業局長にその旨を届け出ることになっておりますが、この届け出を着手前にすることとし、従来の届け出事項のほか、採取方法を加えたこととあります。

第二は、採石業者に対する通商産業局長の監督命令事項を拡充し、公害を生ずるおそれのある採石業者に対して、国が認可した公害防止の方法に従って作業を行なわせることとしたこと、及び緊急時における公害防止措置等を定めたこととあります。

第三は、採石業の監督に關し、都道府県知事が通商産業局長に対して必要な措置命令をとるよう請求することができることとしたこととあります。

本案は、去る五月十七日参議院より送付され、同月二十一日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、昨五日、質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。

す。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後十時五十七分休憩

午後十一時五十一分開議

○議長(清瀬一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願日程 水戸家庭裁判所庁舎新築に關する請願外千八百七十七請願

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部改正に關する請願外二千九百九十請願

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、請願日程千八百八十八件とともに、本日委員会の審査を終了した国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部改正に關する請願外二千九百九十件を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する

法律の一部改正に關する請願(安宅常彦君紹介)(第一六九号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一七〇号)

同(石山權作君紹介)(第一七一号)

同(川俣清音君紹介)(第一七二号)

同(北山愛郎君紹介)(第一七三号)

同(栗林三郎君紹介)(第一七四号)

同(佐々木更三君紹介)(第一七五号)

同(堂森芳夫君紹介)(第一七六号)

同(日野吉夫君紹介)(第一七七号)

同(西村力弥君紹介)(第一七八号)

同外一件(三木喜夫君紹介)(第一七九号)

同(山中吾郎君紹介)(第一八〇号)

同(安宅常彦君紹介)(第一八九号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第二五〇号)

同(石山權作君紹介)(第二五一号)

同(川俣清音君紹介)(第二五二号)

同(北山愛郎君紹介)(第二五三号)

同(栗林三郎君紹介)(第二五四号)

同(佐々木更三君紹介)(第二五五号)

同(西村力弥君紹介)(第二五六号)

同(日野吉夫君紹介)(第二五七号)

同(三木喜夫君紹介)(第二五八号)

同(山中吾郎君紹介)(第二五九号)

同外一件(石山權作君紹介)(第三七九号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第五九三三三)

同(安宅常彦君紹介)(第五九四四)

同(石山權作君紹介)(第五九五五)

同(石田有全君紹介)(第五九六六)

同(川俣清音君紹介)(第五九七七)

同(北山愛郎君紹介)(第五九八八)

同(栗林三郎君紹介)(第五九九九)

同外一件(小林信一君紹介)(第六〇〇号)

同(佐々木更三君紹介)(第六〇一三)

同(堂森芳夫君紹介)(第六〇二四)

同(日野吉夫君紹介)(第六〇三三)

同(西村力弥君紹介)(第六〇四四)

同(松井誠君紹介)(第六〇五五)

同(山中吾郎君紹介)(第六〇六六)

同(安宅常彦君紹介)(第六四二二)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第六四三三)

同外一件(石山權作君紹介)(第六四四四)

同(川俣清音君紹介)(第六四四五)

同外一件(北山愛郎君紹介)(第六四五六)

同外一件(栗林三郎君紹介)(第六四六七)

同外一件(小林信一君紹介)(第六四七八)

同外一件(佐々木更三君紹介)(第六四八九)

同外一件(堂森芳夫君紹介)(第六五〇〇)

同(西村力弥君紹介)(第六五一〇)

同外一件(西村力弥君紹介)(第六五二〇)

同外一件(日野吉夫君紹介)(第六五三〇)

同外一件(松井誠君紹介)(第六五四四)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第六五五五)

同外一件(有田喜一君紹介)(第六五六六)

同外一件(大竹作摩君紹介)(第六五七六)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六五八七)

同外一件(大竹作摩君外一名紹介)(第六五八八)

同外一件(大竹作摩君紹介)(第六五八九)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇〇)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇一)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇二)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇三)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇四)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇五)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇六)

同外一件(松井誠君紹介)(第六五四四)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第六五五五)

同外一件(有田喜一君紹介)(第六五六六)

同外一件(大竹作摩君紹介)(第六五七六)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六五八七)

同外一件(大竹作摩君外一名紹介)(第六五八八)

同外一件(大竹作摩君紹介)(第六五八九)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇〇)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇一)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇二)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇三)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇四)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇五)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇六)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇七)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇八)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六〇九)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一〇)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一一)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一二)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一三)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一四)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一五)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一六)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一七)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一八)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六一九)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六二〇)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六二一)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六二二)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六二三)

同外一件(小島徹三君紹介)(第六六二四)

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 水戸家庭裁判所片倉新築に關する請願外三千二百七十八請願

同(松井誠君紹介)(第七一〇号)	同(草野一郎平君紹介)(第八〇七号)	同(小澤佐重喜君紹介)(第八六一号)	同(柳谷清三郎君紹介)(第九一五号)	同(小島徹三君紹介)(第一〇四号)
同(三宅正一君紹介)(第七一一号)	同(栗林三郎君紹介)(第八〇八号)	同(川俣清音君紹介)(第八六二二二)	同(山本猛夫君紹介)(第九一六号)	同(佐々木義武君紹介)(第一〇五号)
同(山中吾郎君紹介)(第七一二号)	同(小島徹三君紹介)(第八〇九号)	同(北山愛郎君紹介)(第八六三三三)	同(淡谷修蔵君紹介)(第九一七号)	同(猪俣浩三君紹介)(第九一八号)
同(安宅常彦君紹介)(第七三四号)	同(小林進君紹介)(第八一〇号)	同(草野一郎平君紹介)(第八六四四四)	同(栗林三郎君紹介)(第九一九号)	同(石山權作君紹介)(第九一九号)
同(淡谷修蔵君紹介)(第七三五号)	同(佐々木義武君紹介)(第八一一号)	同(小森進君紹介)(第八六六六六)	同(石山權作君紹介)(第九一九号)	同(稻村隆一君紹介)(第九二〇六六)
同(石山權作君紹介)(第七三六号)	同(外百二件(志賀健太郎君紹介)(第八一二二二二)	同(小島徹三君紹介)(第八六七七七)	同(外一件(稻村隆一君紹介)(第九二〇七〇)	同(外一件(齋藤憲三君紹介)(第一〇七〇七〇)
同(川俣清音君紹介)(第七三八号)	同(権名悦三郎君紹介)(第八一二三三三)	同(佐々木義武君紹介)(第八六八八八)	同(同(良一君紹介)(第九二一一一)	同(外一件(権名悦三郎君紹介)(第一〇〇八八八)
同(外一件(北山愛郎君紹介)(第七三九号)	同(鈴木善幸君紹介)(第八一四四四)	同(齋藤憲三君紹介)(第八六九九九)	同(同(北山愛郎君紹介)(第九二二二二)	同(外一件(権名悦三郎君紹介)(第一〇〇八八八)
同(栗林三郎君紹介)(第七四〇号)	同(外二件(橋兼次郎君紹介)(第八一五五五)	同(権名悦三郎君紹介)(第八七〇〇〇)	同(同(栗林三郎君紹介)(第九二三三三)	同(同(正力松太郎君紹介)(第一〇〇九九九)
同(外七件(小坂善太郎君紹介)(第七四一四一)	同(外一件(堤康次郎君紹介)(第八一六六六)	同(正力松太郎君紹介)(第八七一七)	同(同(小林信一君紹介)(第九二四四四)	同(同(正力松太郎君紹介)(第一〇〇九九九)
同(小林信一君紹介)(第七四二二二)	同(同(堂森芳夫君紹介)(第八一七七七)	同(同(鈴木善幸君紹介)(第八七二二二)	同(同(小林進君紹介)(第九二五五五)	同(同(鈴木善幸君紹介)(第一〇一〇一〇)
同(佐々木更三君紹介)(第七四三三三)	同(同(西村関一君紹介)(第八一九九)	同(同(堤康次郎君紹介)(第八七三三三)	同(同(堂森芳夫君紹介)(第九二七七七)	同(同(堤康次郎君紹介)(第一〇一一一)
同(外一件(佐々木良作君紹介)(第七四四四四)	同(同(内藤隆君紹介)(第八一八八八)	同(同(堂森芳夫君紹介)(第八七五五五)	同(同(西村関一君紹介)(第九二八八八)	同(同(西村関一君紹介)(第一〇一二二)
同(外三件(橋兼次郎君紹介)(第七四五五五)	同(同(西村力弥君紹介)(第八一九九)	同(同(内藤隆君紹介)(第八七六六六)	同(同(西村力弥君紹介)(第九二九九九)	同(同(西村力弥君紹介)(第一〇一三三)
同(堂森芳夫君紹介)(第七四六六六)	同(同(野原正勝君紹介)(第八二二二二)	同(同(松井誠君紹介)(第八七九九九)	同(同(芳賀實君紹介)(第九三〇〇〇)	同(同(森山欽司君紹介)(第一〇一四四)
同(西村関一君紹介)(第七四七七)	同(同(松井誠君紹介)(第八二三三三)	同(同(横路節雄君紹介)(第八八〇〇〇)	同(同(三木喜夫君紹介)(第九三一一一)	同(同(一木喜夫君紹介)(第一〇一五五)
同(西村力弥君紹介)(第七四八八)	同(同(三宅正一君紹介)(第八二四四四)	同(同(山中吾郎君紹介)(第八八一一一)	同(同(矢尾喜三郎君紹介)(第九三二二二)	同(同(外五件(横路節雄君紹介)(第九三三三三)
同(日野吉夫君紹介)(第七四九九)	同(同(山中吾郎君紹介)(第八二五五五)	同(同(飯塚定輔君紹介)(第八八二二二)	同(同(池田正之輔君紹介)(第九三三三三)	同(同(外一件(吉村吉雄君紹介)(第九三三三三)
同(松井誠君紹介)(第七五〇〇)	同(同(三宅正一君紹介)(第七五一一一)	同(同(飯塚定輔君紹介)(第八二二二二)	同(同(池田正之輔君紹介)(第九三三三三)	同(同(外一件(吉村吉雄君紹介)(第九三三三三)
同(山中吾郎君紹介)(第七五二二)	同(同(横路節雄君紹介)(第七五三三三)	同(同(飯塚定輔君紹介)(第八二二二二)	同(同(飯塚定輔君紹介)(第九三三三三)	同(同(外一件(飯塚定輔君紹介)(第九三三三三)
同(横路節雄君紹介)(第七五三三三)	同(同(安宅常彦君紹介)(第七五八八八)	同(同(安宅常彦君紹介)(第八二二二二)	同(同(佐々木義武君紹介)(第九三三三三)	同(同(外三件(佐々木良作君紹介)(第九三三三三)
同(安宅常彦君紹介)(第七五八八八)	同(同(淡谷修蔵君紹介)(第七五九九九)	同(同(外三件(淡谷修蔵君紹介)(第八五三三三)	同(同(外三件(佐々木良作君紹介)(第九三三三三)	同(同(外三件(池田正之輔君紹介)(第九三三三三)
同(猪俣浩三君紹介)(第八〇〇〇)	同(同(外十四件(池田正之輔君紹介)(第八〇〇〇)	同(同(飯塚定輔君紹介)(第八五五五五)	同(同(権名悦三郎君紹介)(第九三三三三)	同(同(外一件(宇野宗佑君紹介)(第九三三三三)
同(石山權作君紹介)(第八〇二二)	同(同(石山權作君紹介)(第八〇三三)	同(同(外三件(池田正之輔君紹介)(第八五五五五)	同(同(鈴木善幸君紹介)(第九三三三三)	同(同(外一件(小沢辰男君紹介)(第一〇一〇一〇)
同(稻村隆一君紹介)(第八〇三三)	同(同(小澤佐重喜君紹介)(第八〇四四)	同(同(猪俣浩三君紹介)(第八五八八八)	同(同(宇野宗佑君紹介)(第八五九九九)	同(同(外一件(小沢辰男君紹介)(第一〇一〇一〇)
同(川俣清音君紹介)(第八〇五五)	同(同(外一件(北山愛郎君紹介)(第八〇六六)	同(同(同(良一君紹介)(第八六六六六)	同(同(同(良一君紹介)(第九三三三三)	同(同(同(良一君紹介)(第一〇一〇一〇)

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二) 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願外三千二百七十八請願

同外八件(横路節雄君紹介)(第二二四号)	同(北山愛郎君紹介)(第二三二二号)	同外一件(正力松太郎君紹介)(第一三七二二号)	同外一件(吉村吉雄君紹介)(第二三九二二号)	同(堂森芳夫君紹介)(第一四四五号)
同(吉村吉雄君紹介)(第二二二五号)	同(小林信一君紹介)(第二三三二二号)	同外五件(鈴木善幸君紹介)(第二三七三三三)	同(伊藤五郎君紹介)(第一四二二三)	同外五件(永井勝次郎君紹介)(第一四四六六)
同(有田喜一君紹介)(第二二九五号)	同外一件(橋兼次郎君紹介)(第二三三三三)	同外一件(堤康次郎君紹介)(第二三七四四)	同(宇野宗佑君紹介)(第一四二三三)	同(西村関一君紹介)(第一四四七七)
同(大竹作摩君外一名紹介)(第二二九六号)	同(堂森芳夫君紹介)(第二三二四四)	同外一件(内藤隆君紹介)(第一三七五五)	同外十五件(小澤佐重喜君紹介)(第一四二四四)	同外一件(西村力弥君紹介)(第一四四七七)
同外一件(飯塚定輔君紹介)(第二二九七号)	同外三件(永井勝次郎君紹介)(第二三三三三)	同外一件(内藤隆君紹介)(第一三七五五)	同(龜岡高夫君紹介)(第一四二五五)	同外三件(横路節雄君紹介)(第一四四九九)
同(池田正之輔君紹介)(第二二九八号)	同(西村関一君紹介)(第二三三六六)	同外三件(野原正勝君紹介)(第二三七六六)	同(草野一郎平君紹介)(第一四二六六)	同(吉村吉雄君紹介)(第一四五〇号)
同(宇野宗佑君紹介)(第二二九九号)	同外一件(西村力弥君紹介)(第二三七七七)	同外一件(牧野寛素君紹介)(第二三七七七)	同(黒金泰美君紹介)(第一四二七七)	同(伊藤五郎君紹介)(第一五一九号)
同(小沢辰男君紹介)(第二三〇〇号)	同(矢尾喜三郎君紹介)(第二三三八八)	同外一件(松浦東介君紹介)(第二三七七八)	同(小島徹三君紹介)(第一四二八八)	同外二十六件(大竹作摩君外一名紹介)(第一五二〇号)
同(小澤佐重喜君紹介)(第二三〇一)	同外九件(横路節雄君紹介)(第二三二九九)	同外一件(松澤雄蔵君紹介)(第二三七九)	同(佐々木義武君紹介)(第一四二九九)	同(宇野宗佑君紹介)(第一五二二二)
同(龜岡高夫君紹介)(第二三〇二)	同(吉村吉雄君紹介)(第二三三〇)	同外四件(山本猛夫君紹介)(第二三八〇)	同(正力松太郎君紹介)(第一四三三)	同(草野一郎平君紹介)(第一五二四)
同(木村守江君紹介)(第二三〇三)	同(小島徹三君紹介)(第二三〇五)	同外一件(安宅常彦君紹介)(第二三八一)	同外十七件(鈴木善幸君紹介)(第一四三三)	同(龜岡高夫君紹介)(第一五二三三)
同(草野一郎平君紹介)(第二三〇四)	同(小島徹三君紹介)(第二三〇六)	同外十件(淡谷悠蔵君紹介)(第二三八二)	同(堤康次郎君紹介)(第一四三三)	同(黒金泰美君紹介)(第一五二五)
同(正力松太郎君紹介)(第二三〇七)	同(前田正男君紹介)(第二四二二)	同(北山愛郎君紹介)(第二三八三)	同(内藤隆君紹介)(第一四三三)	同(小島徹三君紹介)(第一五二六)
同(田澤吉郎君紹介)(第二三〇八)	同(國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(伊藤五郎君紹介)(第二三六二二)	同外四件(小林信一君紹介)(第二三八四)	同外三件(野原正勝君紹介)(第一四三五)	同(佐々木義武君紹介)(第一五二七)
同(高橋清一郎君紹介)(第二三〇九)	同(飯塚定輔君紹介)(第二三六三)	同外六件(橋兼次郎君紹介)(第二三八五)	同外四件(牧野寛素君紹介)(第一四三六)	同外三件(椎名悦三郎君紹介)(第一五二八)
同(津島文治君紹介)(第二三一〇)	同外一件(宇野宗佑君紹介)(第二三六四)	同外一件(堂森芳夫君紹介)(第二三八六)	同(松浦東介君紹介)(第一四三七)	同(正力松太郎君紹介)(第一五二九)
同(堤康次郎君紹介)(第二三一一)	同外四件(小澤佐重喜君紹介)(第二三六五)	同外三件(永井勝次郎君紹介)(第一三八七)	同外十二件(山本猛夫君紹介)(第一四三九)	同(高橋清一郎君紹介)(第一五三〇)
同(内藤隆君紹介)(第二三一二)	同(龜岡高夫君紹介)(第二三六六)	同外一件(草野一郎平君紹介)(第一三八七)	同(安宅常彦君紹介)(第一四四〇)	同(堤康次郎君紹介)(第一五三二)
同(野原正勝君紹介)(第二三二三)				

同外一件 (山本猛夫君紹介) (第一五三八号)	同外二件 (牧野寛素君紹介) (第一六二二二号)	同外二件 (石山權作君紹介) (第一七〇六号)	同 (佐野憲治君紹介) (第一七七五号)	同外三十三件 (保科善四郎君紹介) (第一八一七号)
同 (渡邊良夫君紹介) (第一五三九号)	同外一件 (松浦東介君紹介) (第一六二四号)	同 (猪俣浩三君紹介) (第一七〇七号)	同 (中澤茂一君紹介) (第一七七六号)	同外二件 (牧野寛素君紹介) (第一八一八号)
同外六件 (佐々木良作君紹介) (第一五四〇号)	同 (猪俣浩三君紹介) (第一六二五号)	同外四件 (佐野憲治君紹介) (第一七〇八号)	同外二件 (三木喜夫君紹介) (第一七七七号)	同 (松井政吉君紹介) (第一八一八号)
同 (伊藤五郎君紹介) (第一五六五号)	同外二件 (石山權作君紹介) (第一六二六号)	同 (中澤茂一君紹介) (第一七〇九号)	同外二十三件 (愛知揆一君紹介) (第一七八八号)	同 (松井政吉君紹介) (第一八一八号)
同 (宇野宗佑君紹介) (第一五六六号)	同外三件 (佐野憲治君紹介) (第一六二七号)	同 (野口忠夫君紹介) (第一七一〇号)	同 (松井政吉君紹介) (第一七一〇号)	同 (松浦東介君紹介) (第一八二〇号)
同 (龜岡高夫君紹介) (第一五六七号)	同外七件 (三木喜夫君紹介) (第一六二八号)	同 (三木喜夫君紹介) (第一七一一号)	同 (三木喜夫君紹介) (第一七一二号)	同 (松澤雄蔵君紹介) (第一八二二号)
同 (草野一郎平君紹介) (第一五六八号)	同 (野口忠夫君紹介) (第一六二八号)	同 (齋藤邦吉君紹介) (第一七二九号)	同 (齋藤邦吉君紹介) (第一七二九号)	同 (三木喜夫君紹介) (第一八二三号)
同 (小島徹三君紹介) (第一五六九号)	同外七件 (三木喜夫君紹介) (第一六二九号)	同外八件 (漢谷修蔵君紹介) (第一七三〇号)	同外五件 (大竹作摩君外一名紹介) (第一八〇〇号)	同 (柳谷清三郎君紹介) (第一八二三号)
同 (正力松太郎君紹介) (第一五七〇号)	同 (鈴木義男君紹介) (第一六七二二号)	同外六件 (愛知揆一君紹介) (第一七三〇号)	同外一件 (猪俣浩三君紹介) (第一八一八〇号)	同外二十件 (山本猛夫君紹介) (第一八二四号)
同 (高橋清一郎君紹介) (第一五七一〇号)	同外二件 (山本猛夫君紹介) (第一六七三三号)	同 (伊藤五郎君紹介) (第一七六〇号)	同外一件 (石山權作君紹介) (第一八一八〇号)	同 (伊藤五郎君紹介) (第一八九九号)
同 (内藤隆君紹介) (第一五七二二号)	同 (戸里子君紹介) (第一六七四四号)	同外三十三件 (小澤佐重喜君紹介) (第一七六一号)	同外五件 (内海安吉君紹介) (第一八一八〇号)	同外七十六件 (飯塚定輔君紹介) (第一九〇〇号)
同外四件 (牧野寛素君紹介) (第一五七三三号)	同 (航空交通管制官の待遇改善に関する請願) (關谷勝利君紹介) (第一五一一八号)	同外五十二件 (龜岡高夫君紹介) (第一七六二二号)	同 (小澤佐重喜君紹介) (第一八〇四号)	同 (小澤佐重喜君紹介) (第一九〇一〇号)
同外十六件 (松浦東介君紹介) (第一五七四四号)	同 (國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願) (小澤佐重喜君紹介) (第一六九六号)	同 (小島徹三君紹介) (第一七六三三号)	同外五件 (龜岡高夫君紹介) (第一八一八〇号)	同 (小島徹三君紹介) (第一九〇三三号)
同 (松澤雄蔵君紹介) (第一五七五五号)	同 (渡邊良夫君紹介) (第一五七六六号)	同外三十三件 (椎名悦三郎君紹介) (第一七六四四号)	同 (小島徹三君紹介) (第一八〇六号)	同 (佐々木義武君紹介) (第一九〇四四号)
同 (猪俣浩三君紹介) (第一五七七七号)	同外三件 (石山權作君紹介) (第一五七八八号)	同外三十三件 (澁谷直蔵君紹介) (第一七六五五号)	同外四件 (佐野憲治君紹介) (第一八〇七号)	同外四件 (椎名悦三郎君紹介) (第一九〇五五号)
同 (佐野憲治君紹介) (第一五七九号)	同外一件 (三木喜夫君紹介) (第一五八〇号)	同外六件 (鈴木善幸君紹介) (第一七六六六号)	同外三十三件 (志賀健次郎君紹介) (第一八〇八八号)	同外五件 (鈴木善幸君紹介) (第一九〇六六号)
同外一件 (伊藤五郎君紹介) (第一六一七号)	同 (小澤佐重喜君紹介) (第一六一八号)	同外十三件 (鈴木義男君紹介) (第一七六七七号)	同外二件 (椎名悦三郎君紹介) (第一八〇九九号)	同外八件 (野原正勝君紹介) (第一九〇七七号)
同 (小島徹三君紹介) (第一六一九号)	同外十一件 (鈴木善幸君紹介) (第一六二〇号)	同外八件 (野原正勝君紹介) (第一七六八八号)	同 (下平正一君紹介) (第一八一二二号)	同 (牧野寛素君紹介) (第一九〇八八号)
同外二十四件 (野原正勝君紹介) (第一六二二二号)	同外一件 (松澤雄蔵君紹介) (第一七〇三三号)	同 (牧野寛素君紹介) (第一七六九九号)	同外七件 (鈴木善幸君紹介) (第一八一三三号)	同 (松浦東介君紹介) (第一九〇九九号)
同外一件 (松澤雄蔵君紹介) (第一六二二二号)	同外二十七件 (柳谷清三郎君紹介) (第一七〇五五号)	同 (松澤雄蔵君紹介) (第一七七一〇号)	同外八件 (鈴木義男君紹介) (第一八一三三号)	同 (松澤雄蔵君紹介) (第一九一〇〇号)
		同外二件 (石山權作君紹介) (第一七七三三号)	同 (中澤茂一君紹介) (第一八一四四号)	同外三件 (山本猛夫君紹介) (第一九一一号)
		同外二十一件 (野口忠夫君紹介) (第一七七四四号)	同外十一件 (野原正勝君紹介) (第一八一五五号)	同 (伊藤五郎君紹介) (第一九七三三号)
				同 (猪俣浩三君紹介) (第一九七四四号)
				同外二件 (石山權作君紹介) (第一九七五五号)
				同 (小澤佐重喜君紹介) (第一九七六六号)

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二) 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願外三千二百七十八附屬

一四〇六

[illegible]

同(野原正勝君紹介)(第三〇五号)
部落問題解決策樹立に關する請願
(小川半次君紹介)(第一〇二号)
同外一件(柳田秀一君紹介)(第二二
三号)
同外一件(田中伊三次君紹介)(第二
九八号)
同(中村三之丞君紹介)(第二九九号)
業務上の災害による外傷性せき懣障
害者援護に關する請願(植木庚子郎
君紹介)(第一〇五号)
同(田原春次君紹介)(第二一八号)
同(引揚医師特例試験の期限延長に關す
る請願(倉石忠雄君紹介)(第一一六
号)
同(藏内修治君紹介)(第二一七号)
同(澁谷直藏君紹介)(第二一八号)
同(松浦周太郎君紹介)(第二二二号)
満蒙開拓犠牲者に対する国家処遇改
善に關する請願(羽田武嗣郎君紹介)
(第二二八号)
国民健康保険に対する国庫負担増額
等に關する請願外四十件(小澤太郎
君紹介)(第一四六号)
同外七十件(田中龍夫君紹介)(第一
四七号)
同外三十三件(周東英雄君紹介)(第
一四八号)
失業対策事業打切り反対等に關する
請願(芳賀貢君紹介)(第二一九号)
同外一件(川上貢二君紹介)(第三〇
六号)
同外一件(志賀義雄君紹介)(第三〇
七号)
同外一件(谷口善太郎君紹介)(第三
〇八号)

- 同(赤城宗徳君紹介)(第一六一〇号)
同(池田正之輔君紹介)(第一六一一
号)
元南滿州鐵道株式會社職員の戦傷病
者戦没者遺族等援護法適用に關する
請願(植木庚子郎君紹介)(第一三九
九号)
同外三件(田中龍夫君紹介)(第一五
一四号)
失業対策事業打切り反對等に關する
請願外七件(大原亨君紹介)(第一四
〇一号)
同(島本虎三君紹介)(第一四〇二号)
同(杉山元治郎君紹介)(第一四〇三
号)
同外三件(橋兼次郎君紹介)(第一四
〇四号)
同外二件(橋崎弥之助君紹介)(第一
四〇五号)
同外九件(細迫兼光君紹介)(第一四
〇六号)
同外二件(松井政吉君紹介)(第一四
〇七号)
同外二件(森本靖君紹介)(第一四〇
八号)
同外十五件(矢尾喜三郎君紹介)(第
一四〇九号)
同外二件(八木一男君紹介)(第一四
一〇号)
同外二件(島本虎三君紹介)(第一五
一二号)
同外十三件(島本虎三君紹介)(第一
五九六号)
同外四件(中村英男君紹介)(第一五
九七号)
同外二件(村山喜一君紹介)(第一五
九八号)
同外一件(吉村吉雄君紹介)(第一五
九九号)
同外二件(川上貫一君紹介)(第一六
三六号)
同外六件(志賀義雄君紹介)(第一六
三七号)
同外四件(谷口善太郎君紹介)(第一
六三八号)
同外一件(淺沼亨子君紹介)(第一六
七八号)
同外五件(島本虎三君紹介)(第一六
七九号)
同外三件(田邊誠君紹介)(第一六八
〇号)
同(田口誠治君紹介)(第一六八一号)
同外五件(堀昌雄君紹介)(第一六八
二号)
同外三件(湯山勇君紹介)(第一六八
三号)
業務外の災害によるせき障障害者援
護に關する請願(岡田春夫君紹介)
(第一五〇八号)
同(大村清一君紹介)(第一五五五号)
業務上の災害による外傷性せき障障
害者援護に關する請願(岡田春夫君
紹介)(第一五〇九号)
同(大村清一君紹介)(第一五五六号)
同(金子岩三君紹介)(第一五五七号)
戦争犯罪關係者の補償に關する請願
(簡牛九夫君紹介)(第一五一一号)
同(受田新吉君紹介)(第一五四九号)
同(江崎真澄君紹介)(第一六一二号)
外傷性せき障障害者の長期傷病給付
及び休業補償費給付率引上げ等に關
する請願(小金義照君紹介)(第一五
一七号)
同(大柴滋夫君紹介)(第一五九五号)
生活保護基準の引上げ等に關する請
願(田中榮一君紹介)(第一五六一号)
同(福田一君紹介)(第一六〇八号)
し尿及びごみの海洋投棄禁止に關す
る請願(中村庸一郎君紹介)(第一五
六二二号)
療術の制度化に關する請願(薩摩雄
次君紹介)(第一六八七号)
同(八木徹雄君紹介)(第一六八八号)
同(野田卯一君紹介)(第一七二二号)
同(植木庚子郎君紹介)(第一七二三
号)
同(保利茂君紹介)(第一七五五号)
同(淺沼亨子君紹介)(第一八六二号)
同(有馬輝武君紹介)(第一八六三号)
同(石田有全君紹介)(第一八六四号)
同(石橋政嗣君紹介)(第一八六五号)
同(川俣清吉君紹介)(第一八六六号)
同(黒金泰美君紹介)(第一八六七号)
同(高津正道君紹介)(第一八六八号)
同(中村重光君紹介)(第一八六九号)
同(永井勝次郎君紹介)(第一八七〇
号)
同(西村関一君紹介)(第一八七一
号)
同外一件(前田義雄君紹介)(第一八
七二号)
同(飯塚定雄君紹介)(第一九二二
号)
同(白井莊一君紹介)(第一九二三
号)
同(金子岩三君紹介)(第一九二四
号)
同(倉成正君紹介)(第一九二五号)
同(齋藤憲三君紹介)(第一九二六
号)
同(始関伊平君紹介)(第一九二七
号)
同(白濱仁吉君紹介)(第一九二八
号)
同(關谷勝利君紹介)(第一九二九
号)
同(田口長治郎君紹介)(第一九三〇
号)
同(田村元君紹介)(第一九三二
号)
同(千葉三郎君紹介)(第一九三三
号)
同(網島正興君紹介)(第一九三三
号)
同(中村庸一郎君紹介)(第一九三
四号)
同(馬場元治郎君紹介)(第一九三五
号)
同(濱田幸雄君紹介)(第一九三六
号)
同(濱田正信君紹介)(第一九三七
号)
同(松永東君紹介)(第一九三八
号)
同(松本俊一君紹介)(第一九三九
号)
同(水田三喜男君紹介)(第一九四〇
号)
同(山村新治郎君紹介)(第一九四
一
号)
同(有田喜一君紹介)(第二〇一六
号)
戦争犯罪關係者の補償に關する請願
(福田篤泰君紹介)(第一六八九号)
同(淺澤寛君紹介)(第一七四三
号)
同(保利茂君紹介)(第一八八〇
号)
水道災害補助範圍の拡大に關する請
願(二階堂進君紹介)(第一六九二
号)
水源の汚染防止に關する請願(二階
堂進君紹介)(第一六九三
号)
水利の水道優先に關する請願(二階
堂進君紹介)(第一六九四
号)
失業対策事業打切り反對等に關する
請願外二件(河野正君紹介)(第一
七
一
三
号)
同外二件(島本虎三君紹介)(第一
七
一
四
号)
同外二件(橋兼次郎君紹介)(第一
七
一
五
号)
同外三件(田邊誠君紹介)(第一七
三
三
号)
同外一件(井岡大治君紹介)(第一
七
九
一
号)
同外五件(島本虎三君紹介)(第一
七
九
二
号)
同(高津正道君紹介)(第一七九三
号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第一七九四
号)
同外九件(淺沼亨子君紹介)(第一
八
七
三
号)
同外十件(有馬輝武君紹介)(第一
八
七
四
号)
同外一件(大原亨君紹介)(第一八
七
五
号)
同外九件(志賀義雄君紹介)(第一
九
六
六
号)
同外九件(安宅常彦君紹介)(第一
九
六
七
号)
同外二件(島本虎三君紹介)(第一
九
六
八
号)
同外十三件(谷口善太郎君紹介)(第
一
九
六
九
号)
同外二件(中村英男君紹介)(第一
九
七
〇
号)
同外三件(島本虎三君紹介)(第二
〇
四
一
号)
同外十三件(吉村吉雄君紹介)(第二
〇
四
二
号)
原爆被害者救護に關する請願外一件
(岡田修一君紹介)(第一七二四号)
同(野原正勝君紹介)(第一七二五
号)
同(田中武夫君紹介)(第一七二三
号)
同(首藤新八君紹介)(第一七五三
号)
同(中村三之丞君紹介)(第一七五
四
号)
同外一件(有馬英治君紹介)(第一
八
三
五
号)
同(伊藤卯四郎君紹介)(第一八三
六
号)
同外八件(稻富稜人君紹介)(第一
八
三
七
号)
同(大橋武夫君紹介)(第一八三八
号)
同(大原亨君紹介)(第一八三九
号)
同外二件(岡良一君紹介)(第一八
四
〇
号)
同(北山愛郎君紹介)(第一八四一
号)
同(島本虎三君紹介)(第一八四二
号)

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願外三千二百七十八請願

一四一四

- 同(長谷川保君紹介)(第二七三七号)
同(石山權作君紹介)(第二八四六号)
同外三件(阪上安太郎君紹介)(第二八四七号)
同外一件(永井勝次郎君紹介)(第二八四八号)
同外一件(井岡大治君紹介)(第二九三七号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第三〇七一七号)
同(栗林三郎君紹介)(第三〇七二七号)
同外一件(佐野憲治君紹介)(第三〇七三三三号)
同(三木喜夫君紹介)(第三〇七四四号)
同外一件(武藤山治君紹介)(第三〇七五五号)
療術の制度化に関する請願(安宅常彦君紹介)(第二七三八号)
身体障害者福祉に関する請願(安宅常彦君紹介)(第二七三九号)
戦争犯罪関係者の補償に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第二七四八号)
原爆被害者救援に関する請願(長谷川保君紹介)(第二七四九号)
P・T身分法制定に伴う経過措置に関する請願(田邊國男君紹介)(第二七五〇号)
医療改善に関する請願外二十二件(島本虎三君紹介)(第二八四五号)
同(小林ちづ君紹介)(第三〇七〇号)
都市清掃事業改善に関する請願(久保三郎君紹介)(第二八四九号)
同外一件(小林ちづ君紹介)(第二八五〇号)
同(石川次夫君紹介)(第三〇六六号)
清掃事業改善に関する請願(勝澤芳雄君紹介)(第二八五一号)
同(横山利秋君紹介)(第二八五二五号)
同(横山利秋君紹介)(第三〇六七号)
全国一律一万円の最低賃金制法制化に関する請願(井岡大治君紹介)(第三〇六八号)
業務外の災害によるせき障障害者援護に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第三〇六九号)
人命尊重に関する請願(松本俊一君紹介)(第三一〇四号)
失業対策事業打ち切り反対等に関する請願(吉村吉雄君紹介)(第三一九五五号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第三二五七号)
同(井岡大治君紹介)(第三二五八号)
同(石山權作君紹介)(第三二六九号)
同(小林進君紹介)(第三三七〇号)
同(赤松勇君紹介)(第三四〇八号)
同外六十三件(中村重光君紹介)(第三四〇九号)
都市清掃事業改善に関する請願(石山權作君紹介)(第三一九七号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三一九八号)
同(小林進君紹介)(第三一九九号)
同(五島虎雄君紹介)(第三二〇〇号)
同外十九件(栗原俊夫君紹介)(第三二〇一七号)
同外六件(東海林稔君紹介)(第三二〇二二号)
同外二件(島本虎三君紹介)(第三二〇三三号)
同(下平正一君紹介)(第三二〇四四号)
同外七件(田邊誠君紹介)(第三二〇五五号)
同(原茂君紹介)(第三二〇六六号)
同外一件(日野吉夫君紹介)(第三二〇七七号)
同外二件(堀昌雄君紹介)(第三二〇八八号)
同(松井誠君紹介)(第三二〇九九号)
同(村山喜一君紹介)(第三二一〇号)
同(八木一男君紹介)(第三二一一号)
同(山口丈太郎君紹介)(第三二一二二号)
同外十一件(山口鶴男君紹介)(第三二二三三号)
同(石川次夫君紹介)(第三二七二七号)
同(石田有全君紹介)(第三二七三三三号)
同外三件(河野正君紹介)(第三二七四四号)
同(島上善五郎君紹介)(第三二七五五号)
同外一件(日野吉夫君紹介)(第三二七六六号)
同(田中武夫君紹介)(第三二七七七号)
同(田邊誠君紹介)(第三二七八八号)
同外二件(滝井義高君紹介)(第三二七九九号)
同外一件(三木喜夫君紹介)(第三二八〇号)
同(八百板正君紹介)(第三二八一一号)
全国一律一万円の最低賃金制法制化に関する請願外一件(角屋堅次郎君紹介)(第三二五六六号)
同(石田有全君紹介)(第三二五六八号)
療術の制度化に関する請願(橋本次郎君紹介)(第三二五九号)
同(野田卯一君紹介)(第三三三〇号)
原爆被害者救援に関する請願(長谷川保君紹介)(第三二六〇号)
山林労働者のため労働基準法等の改正に関する請願外十三件(足鹿寛君紹介)(第三二八二二号)
同(石山權作君紹介)(第三二八三三三号)
同外八件(大原亨君紹介)(第三二八四四号)
同外十三件(角屋堅次郎君紹介)(第三二八五五号)
同(川俣清音君紹介)(第三二八六六号)
同(北山愛郎君紹介)(第三二八七七号)
同外百十件(河野正君紹介)(第三二八八八号)
同外二件(栗林三郎君紹介)(第三二八九九号)
同外三件(下平正一君紹介)(第三三〇九〇号)
同外二件(東海林稔君紹介)(第三三〇九一七号)
同外一件(田邊誠君紹介)(第三三一九二二号)
同(滝井義高君紹介)(第三三一九三三三号)
同(橋本次郎君紹介)(第三三一九四四号)
同外二件(中村英男君紹介)(第三三一九五五号)
同外四百六十九件(永井勝次郎君紹介)(第三三一九六六号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第三三一九七七号)
同外二十件(芳賀貢君紹介)(第三三一九八八号)
同(長谷川保君紹介)(第三三一九九九号)
同外二件(松井政吉君紹介)(第三三二〇〇〇号)
同外五百十八件(八木一男君紹介)(第三三二〇一一号)
同外三百七十六件(安井吉典君紹介)(第三三二〇二二号)
同外一件(山中吾郎君紹介)(第三三二〇三三三号)
同外百七十五件(湯山勇君紹介)(第三三二〇四四号)
同(吉村吉雄君紹介)(第三三二〇五五号)
同(稻村隆一君紹介)(第三三二〇六六号)
同(小林進君紹介)(第三三二〇七七号)
同外十九件(島本虎三君紹介)(第三三七五五号)
同外十四件(山口鶴男君紹介)(第三三七六六号)
同外三件(勝岡田清一君紹介)(第三三七七五五号)
同外百七件(久保田豊君紹介)(第三三七八六六号)
国立療養所における遺体運搬、し尿処理業務の職種指定並びに葬儀に必要な予算増額に関する請願(岡本隆一君紹介)(第三三七七七七号)
クリーニング業法の一部改正に関する請願(松山千恵子君紹介)(第三三七七八八号)
同(内藤隆君紹介)(第三三三九三三三号)
同(福家俊一君紹介)(第三三三九四四号)
元南満洲鉄道株式会社職員の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願外三件(愛知探一君紹介)(第三三三九五五号)
原爆被害者救援に関する請願(足鹿寛君紹介)(第三三三三三三三号)
同(井手以誠君紹介)(第三三三三六四四号)
同外四件(大原亨君紹介)(第三三三三六五五号)
同(黒田壽男君紹介)(第三三三三六六六号)
同(佐々木更三君紹介)(第三三三三六七七号)
原爆被害者救援に関する請願外二件(前田榮之助君紹介)(第三三三三六八八号)
クリーニング業法の一部改正に関する請願(内海清君紹介)(第三三三三六九九号)
同(簡牛九夫君紹介)(第三三三三七〇〇号)
同(津島文治君紹介)(第三三三三七一七号)
同(山口好一君紹介)(第三三三三八八八号)
同(加藤勘十君紹介)(第三三三三九九九号)

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二) 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願外三千二百七十八請願

同(村山喜一君紹介)(第四〇五〇号)	同(黒金泰美君紹介)(第四〇五六号)	同(田川誠一君紹介)(第四〇五二二号)	同(田邊誠君紹介)(第四四三八号)
同(石山權作君紹介)(第四〇六六号)	同(野原覺君紹介)(第四〇六八号)	同(藤本捨助君紹介)(第四二九三三三三)	同(多賀谷眞稔君紹介)(第四四三九九号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第四〇八六号)	同(二宮武夫君紹介)(第四〇八七号)	同(業務上の災害による外傷性せき腫障害者援護に関する請願外一件(田川誠一君紹介)(第四〇五三三三三))	同(松本七郎君紹介)(第四四四〇号)
同(岡良一君紹介)(第四一一五号)	同(横路節雄君紹介)(第四一一三三三三)	同(山林労働者のため労働基準法等の改正に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第四〇五四四四四))	同(浅沼享子君紹介)(第四四四四七号)
同(板川正吾君紹介)(第四一五八号)	同(山崎始男君紹介)(第四一一四四四四)	同(戦災による傷病者及び死没者遺族の援護に関する請願(大上司君紹介)(第四一五四四四四))	同(緒方孝男君紹介)(第四四四四八号)
同(八木一男君紹介)(第四一六〇号)	同(松永東君紹介)(第四一三九九号)	同(山口喜久一郎君外十八名紹介)(第四一五五五五五)	同(黒田壽男君紹介)(第四四四四九号)
同(一件(滝井義高君紹介)(第四一七八号)	同(久保田四次君紹介)(第四一五六六六六)	同(日雇労働者健康保険の改善に関する請願外七件(遠藤三郎君紹介)(第四〇八四四四四))	同(田口誠治君紹介)(第四四四五〇号)
同(松前重義君紹介)(第四二〇一七号)	同(島上善五郎君紹介)(第四一七六六六六)	同(同(杉山元治郎君紹介)(第四〇八五五五五))	同(坪野米男君紹介)(第四四四五一号)
同(一件(矢尾喜三郎君紹介)(第四二〇二二二二))	同(永井勝次郎君紹介)(第四一七七七七七七)	同(同(金保隆等に通算の請願(米田吉盛君紹介)(第三九九〇九〇九))	同(中村英男君紹介)(第四四四五二号)
保健婦助産婦看護婦法による看護婦、准看護婦制度改正に関する請願(小沢辰男君紹介)(第三九八四四四四)	同(堂森芳夫君紹介)(第四一五七七七七)	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))	同(同(桶兼次郎君紹介)(第四四四七〇号)
公衆浴場法の一部改正に関する請願(小沢辰男君紹介)(第三九八五五五五)	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))	同(同(柳田秀一君紹介)(第四四四七一七号)
失業対策事業打切り反対等に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三九八六六六六)	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))	同(同(山本幸一君紹介)(第四四四七二二二))
同(一件(滝井義高君紹介)(第四二二三三三三))	同(同(島上善五郎君紹介)(第四一七五五五五))		

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二) 水戸家庭裁判所庁舎新築に関する請願外三千二百七十八請願

- 同(本島百合子君紹介)(第五二二五号)
建築物の害虫撲滅に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第四八五六号)
生活保護基準額引上げ等に関する請願(浅沼孝子君紹介)(第四九〇五号)
同(滝井義高君紹介)(第四九〇六号)
公衆浴場の一部改正に関する請願(吉村吉雄君紹介)(第四九〇九号)
養老施設施設事務費増額に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四九七九号)
失業対策事業に従事する労働者に一時金支給に関する請願(床次徳二君紹介)(第四九八八号)
同(上林山榮吉君紹介)(第五一六〇号)
結核予防法による命令入所の東京都のB区分患者数削減撤回等に関する請願(本島百合子君紹介)(第五二二四号)
生活保護法の基準生活費引上げ等に関する請願(本島百合子君紹介)(第五二二六号)
結核による身体障害者のためのコロニー建設等に関する請願(本島百合子君紹介)(第五二二七号)
人つくり園つくりのための母子栄養改善強化に関する請願(菅太郎君紹介)(第五三二六号)
同外二件(安藤覺君紹介)(第五三二七号)
同(江崎真澄君紹介)(第五四〇五号)
同(賀屋興宣君紹介)(第五四〇六号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五四〇七号)
同外二件(坂田英一君紹介)(第五四〇八号)
同(床次徳二君紹介)(第五四〇九号)
同(藤本捨助君紹介)(第五四一〇号)
同外一件(船田中君紹介)(第五四一〇号)
同外一件(松山千恵子君紹介)(第五四二二号)
同(神田博君紹介)(第五六六八号)
同(坂田道太君紹介)(第五六六九号)
同(小沢辰男君紹介)(第五九四六号)
保健所栄養業務の拡充強化に関する請願外二件(安藤覺君紹介)(第五三一八号)
同(小川牛次君紹介)(第五三二九号)
同(菅太郎君紹介)(第五三三〇号)
同外一件(江崎真澄君紹介)(第五三九六号)
同外二件(賀屋興宣君紹介)(第五三九七号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五三九八号)
同外一件(坂田英一君紹介)(第五三九九号)
同(谷垣專一君紹介)(第五四〇〇号)
同外一件(床次徳二君紹介)(第五四〇一号)
同外一件(船田中君紹介)(第五四〇二号)
同外一件(藤本捨助君紹介)(第五四〇三号)
同外一件(松山千恵子君紹介)(第五四〇四号)
同外一件(坂田道太君紹介)(第五四〇七号)
同(中村實太君紹介)(第五六七一七号)
同(小沢辰男君紹介)(第五九四七号)
全国一律一万円の最低賃金法制化に関する請願(足鹿覺君紹介)(第五四一三三号)
同(長谷川保君紹介)(第五四一四号)
同外一件(角屋堅次郎君紹介)(第五七一〇号)
同(野原覺君紹介)(第五七七四号)
同(松原喜之次君紹介)(第五七七五号)
クリーニング業法の一部改正に関する請願(池田正之輔君紹介)(第五八四〇号)
人命尊重に関する請願(濱田幸雄君紹介)(第五八四一四号)
同(小沢辰男君紹介)(第五九四八号)
山林労働者のため労働基準法等の改正に関する請願(勝間田清一君紹介)(第五九四九号)
失業対策事業打ち切り反対等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第六一〇八号)
同(井岡大治君紹介)(第六一〇九号)
同(井手以蔵君紹介)(第六一一〇号)
同外二件(大原亨君紹介)(第六一一一号)
同(勝間田清一君紹介)(第六一二二号)
同外二件(小松幹君紹介)(第六一二三三号)
同外一件(田中誠治君紹介)(第六一四四号)
同(細迫兼光君紹介)(第六一五五号)
同(松井政吉君紹介)(第六一五六号)
全国一律一万円の最低賃金法制化に関する請願(野口忠夫君紹介)(第六一八八号)
失業対策事業打ち切り反対等に関する請願(浅沼孝子君紹介)(第六三六八号)
同(大原亨君紹介)(第六三六九号)
同外二件(川上貫一君紹介)(第六三七〇号)
同(河

鳥取空港再開促進に関する請願(足鹿君紹介)(第三二一七号)

立川駅を民衆駅として改築の請願(福田篤泰君紹介)(第三二七〇号)

鳥取空港開設促進に関する請願(足鹿君紹介)(第三五三二号)

伯備線黒坂、上青両駅の貨物取扱、存続に関する請願(足鹿君紹介)(第三五三三号)

国鉄武蔵野線敷設等に関する請願(上林山榮吉君外一名紹介)(第三七〇四号)

国鉄大津、塩津線の早期敷設に関する請願(草野一郎平君紹介)(第三七六九号)

運輸労働者の生活向上に関する請願(井岡大治君紹介)(第四〇三五号)

高山線に片掛駅設置の請願(内藤隆君紹介)(第四四八〇号)

南勝線の着工線編入に関する請願(足鹿君紹介)(第四六六一号)

国内旅客定期船の航路確保に関する請願(関谷勝利君紹介)(第四七四六号)

パナ輸送専用船の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に関する請願(佐藤親次郎君紹介)(第四九一四号)

名古屋市営乗合自動車料金の改定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五一六三三号)

港湾事業に対する地元負担全廃等に関する請願(田村元君紹介)(第五二六六号)

上野駅を民衆駅として改築の請願(田中榮一君紹介)(第五三二五号)

川内市の川内川河口に水面貯木場設置に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第五三三六号)

パナ輸送専用船の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に関する請願(久保田豊君紹介)(第五六七五号)

タクシー、ハイヤー運賃料金の改定の早期実現に関する請願(外三三三三三件)(壽原正一君紹介)(第五八四三三三)

羽田空港周辺の騒音防止等に関する請願(加藤勘十君紹介)(第五九一〇号)

上野駅を民衆駅として改築の請願(浅沼享子君紹介)(第六一九八号)

戸塚駅前広場の拡張整備のため国鉄官舎を移転しその敷地の開放に関する請願(米田吉盛君紹介)(第六四五二号)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願(高田富與君紹介)(第三三三三三三)

北海道滝川泉町簡易郵便局の昇格に関する請願(渡辺徳蔵君紹介)(第三三七七号)

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願(外二件)(島本虎三君紹介)(第五〇九号

- 一七 同 (矢尾喜三郎君紹介) (第二四〇四号)
 一八 同 (山口鶴男君紹介) (第二四〇五号)
 一九 同 (山手清男君紹介) (第二四〇六号)
 二〇 同 (横路節雄君紹介) (第二四〇七号)
 二一 同 (米田吉盛君紹介) (第二四〇八号)
 二二 公立小、中学校施設費負担金の基準改定に関する請願 (足鹿覺君紹介) (第三四八九号)
 二三 特殊学校寄宿舎寮母の勤務条件改善に関する請願外一件 (鈴木義男君紹介) (第三五八六号)
 二四 同 (松前重義君紹介) (第三六四九号)
 二五 同 (山中吾郎君紹介) (第三六五〇号)
 二六 辺境地小、中学校児童、生徒に対する通学費補助に関する請願 (倉石忠雄君紹介) (第三七三五号)
 二七 同 (唐澤俊樹君紹介) (第三七六〇号)
 二八 同 (原茂君紹介) (第三八〇二号)
 二九 同 (中島巖君紹介) (第三九六〇号)
 三〇 同 (松平忠久君紹介) (第三九六一号)
 三一 特殊学校寄宿舎寮母の勤務条件改善に関する請願 (三木喜夫君紹介) (第三七七七号)
 三二 辺境地小、中学校児童、生徒に対する通学費補助に関する請願 (下平正一君紹介) (第四一二〇号)
 三三 同 (羽田武嗣郎君紹介) (第四一四七号)
 三四 同 (井出一太郎君紹介) (第四一七〇号)
 三五 教職員の超勤制度及び学校警備員制度確立に関する請願 (田口誠治君紹介) (第四一八六号)
 三六 同 (滝井義高君紹介) (第四一八七号)
 三七 同 (中澤茂一君紹介) (第四一八八号)
 三八 同 (二宮武夫君紹介) (第四一八九号)
 三九 同 (湯山勇君紹介) (第四一九〇号)
 四〇 同 (有馬輝武君紹介) (第四二二一号)
 四一 同 (三木喜夫君紹介) (第四二二二号)
 四二 同 (小林信一君紹介) (第四二五六号)
 四三 義務教育施設費国庫補助基準の改定に関する請願 (足鹿覺君紹介) (第四一九四号)
 四四 へき地教育振興法の一部改正に関する請願 (勝岡田清一君紹介) (第四三八一七号)
 四五 同 (小松幹君紹介) (第四三八二二号)
 四六 同 (中島巖君紹介) (第四三八三三号)
 四七 同 (二宮武夫君紹介) (第四三八四四号)
 四八 同 (山中吾郎君紹介) (第四三八五五号)
 四九 同 (和田博雄君紹介) (第四三八六六号)
 五〇 世界各宗教原典編集に関する請願 (森島守人君紹介) (第四四一八号)
 五一 同 (伊能繁次郎君紹介) (第四四六六号)
 五二 大学通信教育の面接授業出席のための有給休暇制度確立に関する請願 (井手以誠君紹介) (第四五七五号)
 五三 同 (坂田道太君紹介) (第四五七六号)
 五四 同 (田口誠治君紹介) (第四五七七号)
 五五 学童の栄養改善に関する請願 (八田貞義君紹介) (第四七四二二号)
 五六 同 (千葉三郎君紹介) (第四八五一号)
 五七 同 (塚原俊郎君紹介) (第四八五二二号)
 五八 同 (赤城宗徳君紹介) (第四九〇二二号)
 五九 同 (白井莊一君紹介) (第四九〇三三号)
 六〇 同 (飯谷忠男君紹介) (第四九三三三号)
 六一 同 (千葉三郎君紹介) (第四九九四四号)
 六二 同 (船田中君紹介) (第四九九五五号)
 六三 同 (松山千恵子君紹介) (第四九九六六号)
 六四 同 (菅太郎君紹介) (第五〇一五七号)
 六五 同 (神田博君紹介) (第五〇一五八号)
 六六 同 (床次徳二君紹介) (第五〇一五九号)
 六七 同 (金丸信君紹介) (第五一八六号)
 六八 同 (白井莊一君紹介) (第五二二三号)
 六九 同 (千葉三郎君紹介) (第五二三三三号)
 七〇 同 (堤康次郎君紹介) (第五二四四号)
 七一 同 (福田一君紹介) (第五二五五号)
 七二 同 (柳谷清三郎君紹介) (第五二六六号)
 七

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 請願日程

- 二〇三 同外七件(山中吾郎君紹介)(第五九二四号)
- 二〇四 養護教諭必置のため学校教育法の一部改正等に関する請願外七十二件(野原覺君紹介)(第五九二五号)
- 二〇五 通学、通園の交通安全に関する請願(佐藤洋之助君紹介)(第五九四二号)
- 二〇六 同(足鹿覺君紹介)(第五九一三三号)
- 二〇七 同(帆足計君紹介)(第六一六九号)
- 二〇八 教職員の超勤制度及び学校警備員制度確立に関する請願(小松幹君紹介)(第六一八五号)
- 二〇九 同(鈴木義男君紹介)(第六三六四号)
- 二一〇 事務職員必置のため学校教育法の一部改正等に関する請願外四件(松原喜之次君紹介)(第六一八七号)
- 二一一 へき地教育振興法の一部改正に関する請願(鈴木義男君紹介)(第六三六五号)
- 二一二 学童の栄養改善に関する請願外三件(安藤覺君紹介)(第六三九一号)
- 二一三 同外二件(小枝一雄君紹介)(第六三九二号)
- 二一四 同(古川丈吉君紹介)(第六三九三三号)
- (農林水産委員会)
- 一 米麦集荷手数料及び保管料引上げに関する請願外十七件(小島徹三君紹介)(第六〇号)
- 二 同外二件(早稻田柳右エ門君紹介)(第六一七号)
- 三 同外三十六件(河本敏夫君紹介)(第一二二〇号)
- 四 同外一件(安倍晋太郎君紹介)(第二八七号)
- 五 学校給食用牛乳供給事業の恒久的制度化に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一二九号)
- 六 長野県営かんがい排水事業の早期完成に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一三〇号)
- 七 農業構造改善事業の補助率引上げ等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一三一〇号)
- 八 農業災害補償法の改正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一三二二号)
- 九 造林事業の補助率引上げに関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一三三三号)
- 一〇 農林年金制度改正に関する請願外十一件(青木正君紹介)(第二二七号)
- 一一 昭和三十一年度農業共済保険関係予算等に関する請願外十件(永井勝次郎君紹介)(第二二八号)
- 一二 農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願外二件(永井勝次郎君紹介)(第二二九号)
- 一三 生産者乳価値下げ反対に関する請願(中島巖君紹介)(第三四一〇号)
- 一四 同(唐澤俊樹君紹介)(第三四一〇八号)
- 一五 同(下平正一君紹介)(第三四一〇九号)
- 一六 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三四一〇号)
- 一七 同(田中彰治君紹介)(第四九八号)
- 一八 農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願外百三十六件(永井勝次郎君紹介)(第三五〇号)
- 一九 同外百四十六件(永井勝次郎君紹介)(第三六四号)
- 二〇 同外百五十件(永井勝次郎君紹介)(第四四一〇号)
- 二一 同外百二十六件(永井勝次郎君紹介)(第四六五号)
- 二二 同外百七十五件(永井勝次郎君紹介)(第五〇六号)
- 二三 家畜共済病傷部分掛金半額国庫負担に関する請願外百四十三件(永井勝次郎君紹介)(第三五三三号)
- 二四 同外百九十五件(永井勝次郎君紹介)(第三六七七号)
- 二五 同外百六十件(永井勝次郎君紹介)(第四二二二号)
- 二六 同外二百四十七件(永井勝次郎君紹介)(第四四四四号)
- 二七 同外九十六件(永井勝次郎君紹介)(第四六八八号)
- 二八 農林年金制度改正に関する請願外一件(青木正君外一名紹介)(第四〇二二号)
- 二九 同(大沢雄一君外一名紹介)(第四〇三三三号)
- 三〇 同(松永東君紹介)(第四四五五号)
- 三一 学校給食用牛乳供給事業の恒久的制度化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六三三三三号)
- 三二 同(井出一太郎君紹介)(第七七七七号)
- 三三 農業改良普及事業の拡充強化に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第六三五五号)
- 三四 国内糖業の育成強化に関する請願(池田清志君紹介)(第六三六六号)
- 三五 農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願外九十七件(永井勝次郎君紹介)(第六七三三三号)
- 三六 同(永井勝次郎君紹介)(第七六八八号)
- 三七 生産者乳価値下げ反対に関する請願(増田甲子七君紹介)(第六九四四号)
- 三八 同(井出一太郎君紹介)(第七八三三三号)
- 三九 家畜共済病傷部分掛金半額国庫負担に関する請願外六件(永井勝次郎君紹介)(第七七一七号)
- 四〇 植物防疫のためくん蒸庫設置に関する請願(井出一太郎君紹介)(第七七二二二号)
- 四一 長野県営かんがい排水事業の早期完成に関する請願(井出一太郎君紹介)(第七七八八号)
- 四二 農業構造改善事業の補助率引上げ等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第七七九九号)
- 四三 農業災害補償法の改正に関する請願(井出一太郎君紹介)(第七八〇八号)
- 四四 造林事業の補助率引上げに関する請願(井出一太郎君紹介)(第七八一〇号)
- 四五 同(池田清志君紹介)(第八九五五号)
- 四六 農林年金制度改正に関する請願外一件(松山千恵子君紹介)(第八四五五号)
- 四七 同外一件(鴨田宗一君紹介)(第八八九八号)
- 四八 国有林野開放に関する請願外一件(瀬戸山三男君紹介)(第九九三三三号)
- 四九 同外十四件(小山長規君紹介)(第一一六四四号)
- 五〇 同外十八件(相川勝六君紹介)(第一二四五五号)
- 五一 同(川野芳満君紹介)(第一二七四四号)
- 五二 利根川の農業用水資源確保及び流域開発促進に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第一〇四三三三三号)
- 五三 牛乳価格値下げ阻止並びに飼料対策に関する請願(草野一郎平君紹介)(第一一六一一七号)
- 五四 乳価値下げ阻止並びに酪農政策確立に関する請願(赤城宗徳君外四名紹介)(第一三六一七号)
- 五五 生産者乳価値下げ反対に関する請願(小枝一雄君紹介)(第一六一四四号)
- 五六 内水面漁業振興に関する請願(大野伴睦君紹介)(第一六一五五号)
- 五七 同(田中伊三三君紹介)(第一六五〇号)
- 五八 同(宇野宗佑君紹介)(第一六五一〇号)
- 五九 パナマ自由化に対する合理化資金の融資に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第一七二八八号)
- 六〇 国有林野開放に関する請願(大竹作摩君外一名紹介)(第一八九四四号)
- 六一 鹿児島県内の浦町辺境、大浦部落間の国有林道開設に関する

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 請願日程

- 一四三 同外六件(大上君紹介)(第四五八五号)
一四四 同外二件(大野市郎君紹介)(第四五八六号)
一四五 同外二件(大村清一君紹介)(第四五八七号)
一四六 同外六件(角屋堅次郎君紹介)(第四五八八号)
一四七 同外十五件(久保田藤麿君紹介)(第四五八九号)
一四八 同外二件(小島徹三君紹介)(第四五九〇号)
一四九 同(田中武夫君紹介)(第四五九二号)
一五〇 同外七件(多賀谷眞稔君紹介)(第四五九三三号)
一五一 同(玉置一徳君紹介)(第四五九四号)
一五二 同外四件(堤康次郎君紹介)(第四五九五号)
一五三 同外一件(富田健治君紹介)(第四五九六号)
一五四 同外四件(中島茂喜君紹介)(第四五九七号)
一五五 同外十八件(橋橋渡君紹介)(第四五九八号)
一五六 同外六件(松本七郎君紹介)(第四五九九号)
一五七 同外三件(矢尾喜三郎君紹介)(第四六〇〇号)
一五八 同外十九件(山崎巖君紹介)(第四六〇一號)
一五九 同外十一件(山手滿男君紹介)(第四六〇二號)
一六〇 同外五件(伊藤卯四郎君紹介)(第四七一四号)
一六一 同外一件(稻富稔人君紹介)(第四七一五号)
一六二 同外十一件(宇野宗佑君紹介)(第四七二六号)
一六三 同外十七件(大野市郎君紹介)(第四七二七号)
一六四 同外四十七件(角屋堅次郎君紹介)(第四七一八号)
一六五 同外二十三件(草野一郎平君紹介)(第四七一九号)
一六六 同(黒田壽男君紹介)(第四七二〇号)
一六七 同外七件(小金義照君紹介)(第四七二二号)
一六八 同(小平久雄君紹介)(第四七二三号)
一六九 同(小林ちづ君紹介)(第四七二四号)
一七〇 同(田中幾三郎君紹介)(第四七二五号)
一七一 同外十件(田邊國男君紹介)(第四七二六号)
一七二 同(津雲國利君紹介)(第四七二七号)
一七三 同外十一件(堤康次郎君紹介)(第四七二八号)
一七四 同外二件(内藤隆君紹介)(第四七二九号)
一七五 同外六件(中村寅太郎君紹介)(第四七三〇号)
一七六 同外四件(永田亮一君紹介)(第四七三一號)
一七七 同(橋崎弥之助君紹介)(第四七三二號)
一七八 同外五十二件(濱地文平君紹介)(第四七三三號)
一七九 同外十二件(廣瀬正雄君紹介)(第四七三三號)
一八〇 同外十件(藤井勝志君紹介)(第四七三四号)
一八一 同外二件(船田中君紹介)(第四七三五号)
一八二 同外五十五件(松浦東介君紹介)(第四七三七号)
一八三 同外五十九件(松本一郎君紹介)(第四七三八号)
一八四 同(柳谷清三郎君紹介)(第四七三九号)
一八五 同(米田吉盛君紹介)(第四七四〇号)
一八六 同(江崎眞澄君紹介)(第四七四一號)
一八七 同外九件(大上君紹介)(第四七四二號)
一八八 同(久野忠治君紹介)(第四七四三號)
一八九 同外二件(谷垣專一君紹介)(第四七七二一號)
一九〇 同外三十四件(山崎巖君紹介)(第四七七二二號)
一九一 農林年金制度改正に關する請願(柳田秀一君紹介)(第四七五五六号)
一九二 同(井手以誠君紹介)(第四七五七三號)
一九三 同(保利茂君紹介)(第四七五七三號)
一九四 同(柳田秀一君紹介)(第四七七三三號)
一九五 農林年金制度改正に關する請願(田中彰治君紹介)(第四七五九一號)
一九六 レモン濃縮果汁の輸入中止に關する請願(足鹿覺君紹介)(第四六五八八号)
一九七 農林年金制度改正に關する請願外二十件(有田喜一君紹介)(第四八〇二號)
一九八 同(井原岸高君紹介)(第四八〇三號)
一九九 同外三件(上村千一郎君紹介)(第四八〇五号)
二〇〇 同外二件(浦野幸男君紹介)(第四八〇六号)
二〇一 同(江崎眞澄君紹介)(第四八〇七号)
二〇二 同外六件(大上君紹介)(第四八〇八号)
二〇三 同外二十三件(大野市郎君紹介)(第四八〇九号)
二〇四 同外六件(岡田修一君紹介)(第四八一〇号)
二〇五 同外七件(河野正君紹介)(第四八一二號)
二〇六 同(黒田壽男君紹介)(第四八一三號)
二〇七 同外十三件(小枝一雄君紹介)(第四八一四号)
二〇八 同外四十三件(小平久雄君紹介)(第四八一四号)
二〇九 同(鈴木正吾君紹介)(第四八一五号)
二一〇 同外五件(瀬戸山三男君紹介)(第四八一六号)
二一一 同(田中武夫君紹介)(第四八一七号)
二一二 同(中村高一君紹介)(第四八一九号)
二一三 同外四件(永田亮一君紹介)(第四八二〇号)
二一四 同外一件(丹羽兵助君紹介)(第四八二二號)
二一五 同外三十五件(森山欽司君紹介)(第四八二三號)
二一六 同外一件(矢尾喜三郎君紹介)(第四八二三號)
二一七 同(山崎始男君紹介)(第四八二四号)
二一八 同(米山恒治君紹介)(第四八二五号)
二一九 同(足鹿覺君紹介)(第四八二五号)
二二〇 同外二件(逢澤寛君紹介)(第四八五九号)
二二一 同(石田有全君紹介)(第四八六〇号)
二二二 同外八件(宇野宗佑君紹介)(第四八六一号)
二二三 同(江崎眞澄君紹介)(第四八六二號)
二二四 同外二十九件(尾國義一君紹介)(第四八六三三號)
二二五 同外十六件(大野市郎君紹介)(第四八六四号)
二二六 同外四件(久野忠治君紹介)(第四八六五号)
二二七 同外三十九件(小枝一雄君紹介)(第四八六六号)
二二八 同外三十九件(河本敏夫君紹介)(第四八六七号)
二二九 同外三十八件(瀧澤彌三君紹介)(第四八六八号)
二三〇 同外十件(佐々木良作君紹介)(第四八六九号)
二三一 同外一件(薩摩雄次君紹介)(第四八七〇号)
二三一 同外二十六件(田中幾三郎君紹介)(第四八七一號)
二二三 同(田中彰治君紹介)(第四八七二號)
二三四 同外十件(堤康次郎君紹介)(第四八七三號)
二三五 同外二十八件(渡海元三郎君紹介)(第四八七四号)
二三六 同外七件(富田健治君紹介)(第四八七五号)
二三七 同(中村梅吉君紹介)(第四八七七号)
二三八 同(丹羽兵助君紹介)(第四八七八号)
二三九 同外七十件(野田卯一君

- 紹介(第四八七九号)
二四〇 同(野田武夫君紹介)(第
四八八〇号)
二四一 同外十四件(藤井勝志君
紹介)(第四八八二号)
二四二 同外二十四件(船田中君
紹介)(第四八八三号)
二四三 同外一件(山口好一君紹
介)(第四八八四号)
二四四 同外三十九件(有田喜一
君紹介)(第四九四一号)
二四五 同外一件(稻富稜人君紹
介)(第四九四二号)
二四六 同外九件(上村千一郎君
紹介)(第四九四三号)
二四七 同外一件(浦野幸男君紹
介)(第四九四四号)
二四八 同(江崎真澄君紹介)(第
四九四五号)
二四九 同外一件(緒方孝男君紹
介)(第四九四六号)
二五〇 同外二件(賀屋興宜君紹
介)(第四九四七号)
二五一 同外二十四件(加藤常太
郎君紹介)(第四九四八号)
二五二 同(海部俊樹君紹介)(第
四九四九号)
二五三 同外四十八件(金子一平
君紹介)(第四九五〇号)
二五四 同外一件(久野忠治君紹
介)(第四九五一号)
二五五 同外二十八件(小島徹三
君紹介)(第四九五二号)
二五六 同(佐藤觀次郎君紹介)
(第四九五三号)
二五七 同外二件(田川誠一君紹
介)(第四九五四号)
二五八 同外三十八件(高見三郎
君紹介)(第四九五五号)
- 二五九 同外二十九件(竹山祐太
郎君紹介)(第四九五六号)
二六〇 同外二十四件(辻原弘市
君紹介)(第四九五七号)
二六一 同外十六件(渡海元三郎
君紹介)(第四九五八号)
二六二 同外一件(中垣國男君紹
介)(第四五九号)
二六三 同(中村幸八君紹介)(第
四九六〇号)
二六四 同外五件(永田亮一君紹
介)(第四九六一号)
二六五 同(福田篤泰君紹介)(第
四九六二号)
二六六 同外三件(穂積七郎君紹
介)(第四九六三号)
二六七 同外六十七件(坊秀男君
紹介)(第四九六四号)
二六八 同外三百七十件(松浦東
介君紹介)(第四九六五号)
二六九 同外七件(松本七郎君紹
介)(第四九六六号)
二七〇 同外二件(三木喜夫君紹
介)(第四九六七号)
二七一 同外四件(武藤山治君紹
介)(第四九六八号)
二七二 同外二十二件(森下國雄
君紹介)(第四九六九号)
二七三 同外九件(山口好一君紹
介)(第四九七〇号)
二七四 同(山崎始男君紹介)(第
四九七一号)
二七五 同外十九件(渡邊良夫君
紹介)(第四九七二号)
二七六 同外六件(佐々木良作君
紹介)(第四九七三号)
二七七 同(玉置一徳君紹介)(第
四九七四号)
二七八 同(早稻田柳右五門君紹
介)(第四九七五号)
- 二七九 同外十二件(石井光太郎
君紹介)(第五〇〇〇号)
二八〇 同外四件(上村千一郎君
紹介)(第五〇〇一号)
二八一 同外三件(浦野幸男君紹
介)(第五〇〇二号)
二八二 同(江崎真澄君紹介)(第
五〇〇三号)
二八三 同外四件(小沢辰男君紹
介)(第五〇〇四号)
二八四 同外一件(緒方孝男君紹
介)(第五〇〇五号)
二八五 同外一件(大上司君紹介)
(第五〇〇六号)
二八六 同(太田一夫君紹介)(第
五〇〇七号)
二八七 同外六件(神田博君紹介)
(第五〇〇八号)
二八八 同外十七件(小枝一雄君
紹介)(第五〇〇九号)
二八九 同外十九件(小平久雄君
紹介)(第五〇一〇号)
二九〇 同外五件(高橋清一郎君
紹介)(第五〇一一号)
二九一 同外二十二件(竹山祐太
郎君紹介)(第五〇一二号)
二九二 同外二件(辻寛一君紹介)
(第五〇一三号)
二九三 同外一件(中野四郎君紹
介)(第五〇一四号)
二九四 同外三件(中村幸八君紹
介)(第五〇一五号)
二九五 同外十件(西村関一君紹
介)(第五〇一六号)
二九六 同外十四件(藤井勝志君
紹介)(第五〇一七号)
二九七 同(船田中君紹介)(第五
〇一八号)
- 二九八 同外一件(古井喜實君紹
介)(第五〇一九号)
二九九 同外一件(森下國雄君紹
介)(第五〇二〇号)
三〇〇 同外一件(早稻田柳右五
門君紹介)(第五〇二一号)
三〇一 同外一件(稻富稜人君紹
介)(第五〇四二号)
三〇二 同(加藤清三君紹介)(第
五〇四三号)
三〇三 同外五件(丹羽兵助君紹
介)(第五〇四四号)
三〇四 同外一件(穂積七郎君紹
介)(第五〇四五号)
三〇五 同(田中武夫君紹介)(第
五〇四六号)
三〇六 同外十件(上村千一郎君
紹介)(第五〇四七号)
三〇七 同外五件(浦野幸男君紹
介)(第五〇四八号)
三〇八 同(江崎真澄君紹介)(第
五〇四九号)
三〇九 同外二十一件(大平正芳
君紹介)(第五〇五〇号)
三一〇 同外五件(岡田修一君紹
介)(第五〇五一号)
三一〇 同(大村清一君紹介)(第
五一四四号)
三一一 同外十五件(飯谷忠男君
紹介)(第五〇五二号)
三一二 同外一件(久野忠治君紹
介)(第五〇五三号)
三一三 同外一件(小島徹三君紹
介)(第五〇五四号)
三一四 同外七件(久野忠治君紹
介)(第五〇五五号)
三一五 同外三十九件(竹山祐太
郎君紹介)(第五〇五六号)
三一六 同(谷垣專一君紹介)(第
五一四七号)
三一七 同外九件(中垣國男君紹
介)(第五〇五八号)
- 三一八 同(中村幸八君紹介)(第
五一四九号)
三一九 同外二十五件(福家俊一
君紹介)(第五〇五九号)
三二〇 同外五件(藤原節夫君紹
介)(第五〇六一号)
三二一 同外四十二件(藤本捨助
君紹介)(第五〇六二号)
三二二 同外五十六件(前田義雄
君紹介)(第五〇六三号)
三二三 同外二件(早稻田柳右五
門君紹介)(第五〇六四号)
三二四 同外三件(上村千一郎君
紹介)(第五〇六五号)
三二五 同(江崎真澄君紹介)(第
五一八九号)
三二六 同外二十八件(大平正芳
君紹介)(第五〇九〇号)
三二七 同(太田一夫君紹介)(第
五一九一号)
三二八 同(海部俊樹君紹介)(第
五一九二号)
三二九 同外五件(勝岡田清一君
紹介)(第五〇九三号)
三三〇 同(久野忠治君紹介)(第
五一九四号)
三三一 同外十五件(久保田豊君
紹介)(第五〇九五号)
三三二 同(佐藤觀次郎君紹介)
(第五〇九六号)
三三三 同(谷垣專一君紹介)(第
五一九七号)
三三四 同(橋崎弥之助君紹介)
(第五〇九八号)
三三五 同(玉置一徳君紹介)(第
五一九八号)
三三六 農林年金制度改正に關す

- 介(第五三四六号)
 四三一 同外六件(中野四郎君紹介)(第五三四七号)
 四三二 同外十五件(丹羽兵助君紹介)(第五三四八号)
 四三三 同外三十四件(福家俊一君紹介)(第五三四九号)
 四三四 同外二件(穂積七郎君紹介)(第五三五〇号)
 四三五 同外五件(森山欽司君紹介)(第五三五一号)
 四三六 同外一件(早稻田柳右エ門君紹介)(第五三五二号)
 四三七 同外十五件(上村千一郎君紹介)(第五三四二〇号)
 四三八 同外二件(浦野幸男君紹介)(第五四二二一号)
 四三九 同外六件(江崎真澄君紹介)(第五四二二二号)
 四四〇 同外二十九件(加藤常太郎君紹介)(第五四二三三号)
 四四一 同(加藤謙五郎君紹介)(第五四二四四号)
 四四二 同外六件(勝澤芳雄君紹介)(第五四二五五号)
 四四三 同外三件(勝岡田清一君紹介)(第五四二六六号)
 四四四 同外二十件(神田博君紹介)(第五四二七七号)
 四四五 同外六十六件(筒牛凡夫君紹介)(第五四二八八号)
 四四六 同外三件(久野忠治君紹介)(第五四二九九号)
 四四七 同外一件(河本敏夫君紹介)(第五四三〇〇号)
 四四八 同(辻寛一君紹介)(第五四三一〇号)
 四四九 同(芳賀貢君紹介)(第五四三二〇号)
 四五〇 同外二件(長谷川保君紹介)(第五四三三〇号)
 四五一 同外二十件(藤本捨助君紹介)(第五四三三二五号)
 四五二 同外六十八件(坊秀男君紹介)(第五四三三六号)
 四五三 同(八木徹雄君紹介)(第五四三七七号)
 四五四 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第五四三三九号)
 四五五 同外五件(上村千一郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四五六 同外三件(浦野幸男君紹介)(第五四三三三三号)
 四五七 同(江崎真澄君紹介)(第五四三三三三号)
 四五八 同外一件(太田一夫君紹介)(第五四三三三三号)
 四五九 同外二件(加藤常太郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四六〇 同(加藤謙五郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四六一 同(海部俊樹君紹介)(第五四三三三三号)
 四六二 同外三件(久野忠治君紹介)(第五四三三三三号)
 四六三 同(佐藤觀次郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四六四 同外一件(鈴木正吾君紹介)(第五四三三三三号)
 四六五 同外五件(中垣國男君紹介)(第五四三三三三号)
 四六六 同外二件(丹羽兵助君紹介)(第五四三三三三号)
 四六七 同外百六十一件(長谷川四郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四六八 同外二十六件(藤井勝志君紹介)(第五四三三三三号)
 四六九 同(穂積七郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四七〇 同外十四件(森田重次郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四七一 同外二件(早稻田柳右エ門君紹介)(第五四三三三三号)
 四七二 同外一件(赤澤正道君紹介)(第五四三三三三号)
 四七三 同外四件(上村千一郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四七四 同外一件(浦野幸男君紹介)(第五四三三三三号)
 四七五 同外二件(江崎真澄君紹介)(第五四三三三三号)
 四七六 同外二十二件(大平正芳君紹介)(第五四三三三三号)
 四七七 同(海部俊樹君紹介)(第五四三三三三号)
 四七八 同外二件(久野忠治君紹介)(第五四三三三三号)
 四七九 同(佐藤觀次郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四八〇 同(鈴木正吾君紹介)(第五四三三三三号)
 四八一 同外十一件(田中織之進君紹介)(第五四三三三三号)
 四八二 同(田中彰治君紹介)(第五四三三三三号)
 四八三 同外二件(辻寛一君紹介)(第五四三三三三号)
 四八四 同(渡海元三郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四八五 同外一件(丹羽兵助君紹介)(第五四三三三三号)
 四八六 同外十四件(松浦東介君紹介)(第五四三三三三号)
 四八七 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第五四三三三三号)
 四八八 同(浦野幸男君紹介)(第五四三三三三号)
 四八九 同外一件(鈴木正吾君紹介)(第五四三三三三号)
 四九〇 同(瀬戸山三男君紹介)(第五四三三三三号)
 四九一 同(辻寛一君紹介)(第五四三三三三号)
 四九二 同(中垣國男君紹介)(第五四三三三三号)
 四九三 同外三件(中野四郎君紹介)(第五四三三三三号)
 四九四 同外十一件(西村直己君紹介)(第五四三三三三号)
 四九五 同(横山利秋君紹介)(第五四三三三三号)
 四九六 農業構造改善事業推進に關する請願(田村元君紹介)(第五四三三三三号)
 四九七 農業委員会費補助金の増額等に關する請願(田村元君紹介)(第五四三三三三号)
 四九八 昭和三十八年産米備決定に關する請願(井原岸高君紹介)(第五四三三三三号)
 四九九 同外四件(飯谷忠男君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇〇 同(濱田正信君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇一 同(飯谷忠男君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇二 同(小笠公昭君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇三 同(飯谷忠男君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇四 同(飯谷忠男君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇五 同(濱田幸雄君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇六 同(飯谷忠男君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇七 同外三件(濱田幸雄君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇八 同外二件(濱田正信君紹介)(第五四三三三三号)
 五〇九 農林年金制度改正に關する請願(永井勝次郎君紹介)(第五四三三三三号)
 五一〇 同(横路節雄君紹介)(第五四三三三三号)
 五一一 昭和三十八年産米備に關する請願外一件(堤康次郎君紹介)(第五四三三三三号)
 五一二 昭和三十八年産米備に關する請願(渡邊良夫君紹介)(第五四三三三三号)
 五一三 同(田中彰治君紹介)(第五四三三三三号)
 五一四 同(船田中君紹介)(第五四三三三三号)
 五一五 同外一件(小沢辰男君紹介)(第五四三三三三号)
 五一六 同(小林進君紹介)(第五四三三三三号)
 五一七 同外二件(田中彰治君紹介)(第五四三三三三号)
 五一八 同(船田中君紹介)(第五四三三三三号)
 五一九 同外八十五件(松浦東介君紹介)(第五四三三三三号)
 五二〇 同(渡邊良夫君紹介)(第五四三三三三号)
 五二一 植物防疫のためくん蒸庫設置に關する請願(坊秀男君紹介)(第五四三三三三号)
 五二二 農林年金制度改正に關する請願(足鹿覺君紹介)(第五四三三三三号)

- 二六 同外一件(矢尾喜三郎君紹介)(第四二〇六号)
- 二七 同(松井政吉君紹介)(第四二〇七号)
- 二八 同(湯山勇君紹介)(第四二〇八号)
- 二九 同(横山利秋君紹介)(第四二〇九号)
- 三〇 同(稻村隆一君紹介)(第四二一〇号)
- 三一 同外十九件(片島港君紹介)(第四二六七号)
- 三二 同外一件(勝澤芳雄君紹介)(第四二六八号)
- 三三 同外一件(中村英男君紹介)(第四二六九号)
- 三四 同(八木一男君紹介)(第四二七〇号)
- 三五 信用組合の出資者保護に関する請願(加藤謙五郎君紹介)(第四二二〇号)
- 三六 公共料金等の引上げ政策中止等に関する請願(川俣清音君紹介)(第四一〇〇号)
- 三七 松本、諏訪地区を新産業都市の内地帯指定に関する請願(下平正一君紹介)(第四一二二号)
- 三八 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四一四九号)
- 三九 同(井出一太郎君紹介)(第四一六八号)
- 四〇 物価値上げ抑制等に関する請願外一件(岡良一君紹介)(第四二九九号)
- 四一 同(久保三郎君紹介)(第四三〇〇号)
- 四二 同外十六件(坪野米男君紹介)(第四三〇一号)
- 四三 同(藤原豊次郎君紹介)(第四三〇二号)
- 四四 同(松前重義君紹介)(第四三〇三号)
- 四五 同外一件(松本七郎君紹介)(第四三〇四号)
- 四六 同外一件(西村力弥君紹介)(第四三〇五号)
- 四七 同外十八件(栗林三郎君紹介)(第四三三四号)
- 四八 同外一件(松井誠君紹介)(第四三三五号)
- 四九 同(松原喜之次君紹介)(第四三三六号)
- 五〇 同(河野正君紹介)(第四三三五号)
- 五一 同(久保田豊君紹介)(第四三五七号)
- 五二 同(黒田壽男君紹介)(第四三五七号)
- 五三 同(小林進君紹介)(第四三八八号)
- 五四 同(橋兼次郎君紹介)(第四三五九号)
- 五五 同(小林ちづ君紹介)(第四三七六号)
- 五六 同(長谷川保君紹介)(第四三七七号)
- 五七 同(橋崎弥之助君紹介)(第四四一三三三)
- 五八 同外三件(赤松勇君紹介)(第四四二七号)
- 五九 同(野口忠夫君紹介)(第四四四六号)
- 六〇 同(島上善五郎君紹介)(第四四九一号)
- 六一 同外三件(佐野憲治君紹介)(第四五二九号)
- 六二 同(八百板正君紹介)(第四五三〇号)
- 六三 同外二件(西村関一君紹介)(第四七四四号)
- 六四 公共料金等の引上げ政策中止等に関する請願(島上善五郎君紹介)(第四五三一三)
- 六五 松本、諏訪地区を新産業都市の内地帯指定に関する請願(増田甲子七君紹介)(第四五五八号)
- 六六 物価値上げ抑制等に関する請願(坂本泰良君紹介)(第四九一一号)
- 六七 上水道事業用電力の特別料金設定に関する請願(田村元君紹介)(第五二六五号)
- 六八 松本、諏訪地区を新産業都市の内地帯指定に関する請願(中島巖君紹介)(第五二八六号)
- 六九 同(増田甲子七君紹介)(第五三二四号)
- 七〇 同(唐澤俊樹君紹介)(第五四一八号)
- 七一 同(原茂君紹介)(第五四一九号)
- 七二 同(羽田武嗣郎君紹介)(第五六七二二)
- 七三 同(増田甲子七君紹介)(第五六七三三)
- 七四 同外一件(小坂善太郎君紹介)(第五八四四号)
- 七五 同(中島巖君紹介)(第五九七八号)
- 七六 同(松平忠久君紹介)(第五九九七九号)
- 七七 中小企業金融公庫宇都宮支店設置に関する請願(小平久雄君紹介)(第五三三三三三)
- 七八 同(森下國雄君紹介)(第五四一七号)
- 七九 同(尾関義一君紹介)(第五四一七号)
- 八〇 同(広瀬秀吉君紹介)(第五六七四号)
- 八一 物価値上げ抑制等に関する請願(足鹿賢君紹介)(第五四一五号)
- 八二 同(帆足計君紹介)(第五四一六号)
- 八三 同外九件(山口丈太郎君紹介)(第五七七六号)
- 八四 同(勝岡田清一君紹介)(第五九七七号)
- 八五 公共料金等の引上げ政策中止等に関する請願(井伊誠一君紹介)(第六一九六六号)
- 八六 物価値上げ抑制等に関する請願(勝澤芳雄君紹介)(第六一九七号)
- 八七 同(志賀義雄君紹介)(第六四五一号)
- 八八 松本、諏訪地区を新産業都市の内地帯指定に関する請願外一件(宮澤鳳凰君紹介)(第六四五〇号)
- (建設委員会)
- 一 県道富山立山線の大日橋架替工事促進等に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第一二四号)
- 二 道路整備事業の促進に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一三四号)
- 三 治水事業の長期計画の改定に関する請願(中島巖君紹介)(第三四二二)
- 四 同(唐澤俊樹君紹介)(第四一四一)
- 五 同(下平正一君紹介)(第四一二二)
- 六 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四一三三)
- 七 道路整備五箇年計画の改定に関する請願(中島巖君紹介)(第三四三三)
- 八 同(唐澤俊樹君紹介)(第四一四四)
- 九 同(下平正一君紹介)(第四一五五)
- 一〇 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四一六六)
- 一一 日本民営住宅協会設立のため貸家組合法改正の請願(木村守江君紹介)(第五〇三三)
- 一二 道路整備五箇年計画規模拡大改定等に関する請願(丹羽兵助君紹介)(第五〇四四)
- 一三 川内川下流の改修工事促進

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 請願日程 朗読を省略した議員の報告

一四三二

に關する請願(池田清志君紹介)
(第六三八号)

一四 治水事業の長期計画の改定
に關する請願(増田甲子七君紹介)
(第六三九号)

一五 同(井出一太郎君紹介)(第七八四号)

一六 道路整備五箇年計画の改定
に關する請願(増田甲子七君紹介)
(第六四〇号)

一七 同(井出一太郎君紹介)(第七八五号)

一八 道路整備事業の促進に關する
請願(井出一太郎君紹介)(第七八二号)

一九 鹿児島県伊座敷、山川両港
間にフェリーボートの新航路開
設に關する請願(二階堂進君紹介)
(第二〇三七号)

二〇 県道鹿児島県吾平町、佐多
町伊座敷間の主要地方道指定に
關する請願(二階堂進君紹介)
(第二〇三八号)

二一 鹿児島市、西桜島村袴腰間
に架橋の請願(二階堂進君紹介)
(第二〇三九号)

二二 県道内之浦神ノ川線高山町
金山、内之浦町官行さく伐所間
未開通区間の早期建設に關する
請願(二階堂進君紹介)(第二〇
四〇号)

二三 山形市西部地区に循環道路

建設の請願(牧野寛素君紹介)
(第二二六八号)

二四 同(牧野寛素君紹介)(第二
二八三三号)

二五 同(牧野寛素君紹介)(第二
八五八号)

二六 同(牧野寛素君紹介)(第三
四六七号)

二七 二級国道津山米子線外二路
線の二級国道編入等に關する請
願(足鹿覺君紹介)(第三五三五
号)

二八 山形市西部地区に循環道路
建設の請願外三件(牧野寛素君
紹介)(第三五三六号)

二九 中小建設業者育成に關する
請願(上村千一郎君紹介)(第三
五九七号)

三〇 首都の交通緩和及び防火の
ため自動車国道建設等に關する
請願(中村梅吉君紹介)(第三七
三二一号)

三一 国道に駐車施設設置に關す
る請願(草野一郎平君紹介)(第
三七七〇号)

三二 山形市西部地区に循環道路
建設の請願外八件(牧野寛素君
紹介)(第三七九四号)

三三 筑後川総合開発計画に關す
る請願(稻富稜人君紹介)(第四
一六四号)

三五 道路整備五箇年計画に關す
る請願(丹羽兵助君紹介)(第四
三八九号)

三六 労働者住宅建設促進法制定
に關する請願(大原亨君紹介)
(第四六〇五号)

三七 同、県道の交通安全施設設
置に關する請願(田村元君紹介)
(第五二六七号)

三八 二級国道指宿宮崎線の整備
促進に關する請願(瀬戸山三男
君紹介)(第五九九四号)

三九 二級国道日南都城線及び人
吉都城線の整備促進に關する請
願(瀬戸山三男君紹介)(第五九
九五号)

四〇 名阪国道の建設促進に關す
る請願(江崎真澄君紹介)(第五
九九六号)

四一 労働者住宅建設促進法制定
に關する請願(大原亨君紹介)
(第五九九七号)

(災害対策特別委員会)
一 長雨による農作物の被害対策
に關する請願(松野頼三君紹介)
(第四五四九号)

二 豪雪による島根、鳥取両県内
の私鉄及びバス事業の被害に対
する特別措置に關する請願(足
鹿覺君紹介)(第四六六〇号)

三 三木市の長雨による農作物等
被害救済に關する請願(田中武
夫君紹介)(第四九一〇号)

四 長雨による農作物の被害対策
に關する請願(岡田直君紹介)
(第四九九九号)

五 長雨による農作物の災害対策
確立に關する請願(關谷勝利君
紹介)(第五六七六号)

六 同(湯山勇君紹介)(第五六七
七号)

七 同外四十六件(毛利松平君紹
介)(第五八七六号)

八 同(安平鹿一君紹介)(第五九
六八号)

九 豪雪、長雨による農作物の災
害対策に關する請願(足鹿覺君
紹介)(第六二二二号)

一〇 長雨による被災農家の救済
対策に關する請願(足鹿覺君紹
介)(第六二二二号)

一一 長雨による農作物の災害対
策に關する請願(江崎真澄君紹
介)(第六四四八号)

一二 長雨による農作物の災害対
策確立に關する請願(八木徹雄
君紹介)(第六四四九号)

(石炭対策特別委員会)
一 石炭対策に關する請願(岡田
利春君紹介)(第二三八号)

し、その旨參議院に通知した。
日本国とフィリピン共和国との間の
小包郵便約定の締結について承認を
求めるの件

日本国政府とニュー・ジラランド政
府との間の小包郵便約定の締結につ
いて承認を求めるの件

日本国と南アフリカ共和国との間の
小包郵便約定の締結について承認を
求めるの件

(法律公布案上及び通知)
一、去る四日、次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。

開拓者資金融通法の一部を改正する
法律

地方公務員共済組合法の長期給付に
關する施行法の一部を改正する法律

商業登記法
商業登記法の施行に伴う関係法令の
整理等に関する法律

ばい煙の排出の規制等に関する法律
の一部を改正する法律

薬事法の一部を改正する法律
高圧ガス取締法の一部を改正する法
律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金
の運用に関する法律の一部を改正す
る法律
(政府委員解任)
一、去る四日、池田内閣総理大臣から
清瀬謙長宛、同日(文部大臣官房長)
蒲生芳郎および(建設省都市局長)

○朗読を省略した議員の報告
(条約送付及び通知)
一、去る四日、国会において承認する
ことを議決した次の件を内閣に送付

谷藤正三の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る四日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

建設省都市局長 鶴海良一郎
事務代理
自治省財政局長 奥野 誠亮
事務取扱

(政府委員任命)

一、去る四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、四日議長において承認した鶴海良一郎外一名を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、一日付をもつて通商産業大臣官房会計課長赤澤璋一は通商産業省通商局経済協力部長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海外移住事業団法
金融緊急措置令を廃止する法律
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律
中小企業指導法

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

港則法の一部を改正する法律
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法

(要求書受領)

一、今六日、内閣から、肥料審議会委員に参議院議員大河原一君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る四日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小林 進君(理事八木一男君去る四日理事辞任につきその補欠)

理事 中村 英男君(理事大原亨君去る四日理事辞任につきその補欠)

一、昨五日、懲罰委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 島上善五郎君(理事中村高

一君去る十二月二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

受田 新吉君 伊藤卯四郎君
地方行政委員
大竹 作摩君 田中 榮一君

法務委員
赤松 勇君 片山 哲君
山田 長司君 田中幾三郎君

大蔵委員
芳賀 貢君 野口 忠夫君
文教委員 濱地 文平君

社会労働委員
亀岡 高夫君 久保田円次君
久保田藤雄君 田澤 吉郎君
前田 義雄君 本島百合子君
受田 新吉君

農林水産委員
谷垣 專一君 中山 榮一君
野口 忠夫君 山田 長司君
鈴木 善幸君 南條 徳男君
赤松 勇君 芳賀 貢君

商工委員
伊藤卯四郎君 本島百合子君
運輸委員
伊藤 輝一君 前尾繁三郎君
通信委員
椎熊 三郎君 鈴木 善幸君

南條 徳男君 前尾繁三郎君
有馬 英治君 尾関 義一君
關谷 勝利君 谷垣 專一君
建設委員
田中幾三郎君 片山 哲君
予算委員
佐伯 宗義君 橋本 渡君
松浦周太郎君 松田 鐵藏君
山口喜久一郎君 渡邊 良夫君
大竹 作摩君 大森 玉木君

懲罰委員
一、昨五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
宇野 宗佑君 三木 武夫君
外務委員
宇都宮徳馬君 飯谷 忠男君
大蔵委員
安藤 覺君 藤井 勝志君
広瀬 秀吉君 大野 伴睦君
田中 龍夫君 山口シヅエ君
社会労働委員
農林水産委員
飯谷 忠男君 岸 信介君
商工委員
宇野 宗佑君 浦野 幸男君
大高 康君 金子 一平君
飯谷 忠男君 佐々木義武君
正示啓次郎君 田中 龍夫君
藤井 勝志君 村上 勇君
山口シヅエ君 安藤 覺君
井村 重雄君 石井光次郎君

砂原 格君 広瀬 秀吉君
運輸委員
砂原 格君 村上 勇君
予算委員
菅野和太郎君 齋藤 憲三君
首藤 新八君 倉石 忠雄君
決算委員
石井光次郎君 大野 伴睦君
岸 信介君 三木 武夫君
宇野 宗佑君 浦野 幸男君
飯谷 忠男君 藤井 勝志君

(常任委員補欠選任)

一、去る四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
伊藤卯四郎君 受田 新吉君
地方行政委員
田中 榮一君 大竹 作摩君
法務委員
山田 長司君 田中幾三郎君
赤松 勇君 片山 哲君
大蔵委員
野口 忠夫君 芳賀 貢君
文教委員
社会労働委員
渡邊 良夫君 松田 鐵藏君
佐伯 宗義君 橋本 渡君
山口喜久一郎君 受田 新吉君
本島百合子君
農林水産委員
鈴木 善幸君 南條 徳男君

昭和三十三年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 朗読を省略した議長の報告

一四三四

芳賀 貢君 赤松 勇君 谷垣 專一君 中山 榮一君 山田 長司君 野口 忠夫君 商工委員 本島百合子君 伊藤卯四郎君 運輸委員 前尾繁三郎君 伊藤 郷一君 通信委員 尾関 義一君 谷垣 專一君 關谷 勝利君 有馬 英治君 前尾繁三郎君 維熊 三郎君 南條 徳男君 鈴木 善幸君 建設委員 片山 哲君 田中幾三郎君 予算委員 倉成 正君 田澤 吉郎君 大竹 作摩君 松本 俊一君 尾関 義一君 山口 好一君 松浦周太郎君 懲罰委員 濱地 文平君 一、昨五日、議長において、次の通り 常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 三木 武夫君 宇野 宗佑君 外務委員 飯谷 忠男君 宇都宮徳馬君 大蔵委員 田中 龍夫君 大野 伴睦君	山口シヅエ君 藤井 勝志君 安藤 覺君 広瀬 秀吉君 社会労働委員 倉石 忠雄君 農林水産委員 岸 信介君 飯谷 忠男君 商工委員 岡崎 英城君 石井光次郎君 齋藤 憲三君 首藤 新八君 小沢 辰男君 林 博君 菅野和太郎君 安藤 覺君 井村 重雄君 砂原 格君 広瀬 秀吉君 田中 龍夫君 小平 久雄君 浦野 幸男君 村上 勇君 山口シヅエ君 運輸委員 村上 勇君 砂原 格君 予算委員 正示啓次郎君 船田 中君 羽田武嗣郎君 決算委員 山口喜久一郎君 懲罰委員 浦野 幸男君 藤井 勝志君 飯谷 忠男君 宇野 宗佑君 三木 武夫君 石井光次郎君 岸 信介君 大野 伴睦君 (理事補欠選任) 一、去る四日、国際労働条約第八十七号等特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 森山 欽司君(去る四日理	事松浦周太郎君理事辞任 につきその補欠) (特別委員辞任) 一、去る四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 内藤 隆君 長谷川 保君 一、昨五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 オリソビック東京大会準備促進特別委員 濱野 清吾君 岡崎 英城君 (特別委員補欠選任) 一、去る四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 災害対策特別委員 飯谷 忠男君 田口 誠治君 一、昨五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 オリソビック東京大会準備促進特別委員 別委員 岡崎 英城君 濱野 清吾君 一、昨五日、参議院から受領した条約は次の通りである。 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件	千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件 (議案受領) 一、昨五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 母子栄養保障法案 (条約付託) 一、昨五日、委員会に付託された条約は次の通りである。 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件 (条約第一八号)(参議院送付) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件(条約第二三三号)(参議院送付) 千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(条約第二六号)(参議院送付) 以上三件 外務委員会 付託 (議案付託) 一、昨五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。 母子栄養保障法案(藤原道子君外五名提出、参法第三三三号)(予) 社会労働委員会 付託 (条約送付) 一、去る四日、参議院に送付した条約は次の通りである。	日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五條1(4)のの規定に基づきビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件 通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件 通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件 (議案送付) 一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 戦傷病者特別援護法案(社会労働委員長提出) 一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。 関越自動車道建設法案 戦傷病者特別援護法案 一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
--	--	--	--	--

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

河川法案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案

関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

(条約通知)
一、去る四日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とニュージーランド政府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)
一、去る四日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

薬事法の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

関する施行法の一部を改正する法律案

商業登記法案

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(回付議案受領)
一、昨五日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

近畿圏整備法案

中小企業基本法案

(議案通知書受領)
一、昨五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

海外移住事業団法案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律案

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案

(議案撤回通知)
一、次の議案は、去る四日、提出者が撤回した旨参議院に通知した。

戦傷病者特別援護法案(小沢辰男君外四十名提出)

(答弁書受領)
一、昨五日、内閣から、次の答弁書を受領した。

衆議院議員井堀繁男君提出職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和三十八年六月二十八日

提出者
井堀 繁男
衆議院議長清瀬一郎殿
職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に関する質問主意書

の質問をつくることができなかったもので、ここに書面をもつて本法案の内容および運用上の疑義について質問し、これに対する政府の回答を要求する。

一 この改正案が実施されると、失対労働者の首切りが促進されるのではないかと、という懸念に対する政府の所見いかん。

二 改正案では失対労働者の最終雇用責任を、事業主体である国や地方公共団体が負うのか施行主体が負うのか不明確であるが、この点を明確化しなかつた理由いかん。

三 改正案は、新たな事業として高齢失業者等就労事業を実施することとしているが、当該事業に吸収されるものの基準が、法律上あいまいである。改正案ではこの基準を労働省令で定めることにしているが、その基準決定にあつては審議会の議を経る等、第三者の意見を聞く措置をとるべきではないか。

四 高齢失業者等就労事業に吸収されるようになった場合、その賃金の決め方からいつて、これまでより条件が悪くなることを考えられるが、その際の既得権の保障についていかなる措置をとるつもりか。

衆議院社会労働委員会あの混乱にかんがみ、本法案に対するわが党

昭和三十八年七月六日 衆議院会議録第五十号(その一) 朝野を省略した議長長の報告

一四三五

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 朗読を省略した議長の報告

一四三六

五 失対労働者の賃金決定にあつて

て、賃金審議会の意見を聞くことにした点は前進であるが、その決定に際しては失対労働者の生計費を考慮して定めるより運用面で措置すべきではないか、この点に対する政府の方針いかな。

六 審議会の性格については、単に失対の賃金に限らず、失対事業の全般に関する事項について、答申、建議できるようなものにすべきではないか。

七 失対事業の管理、運営方針の決定にあつては、関係労働者の意向を取り入れる措置を講ずべきではないか。改正案はこの点を全く考慮していないが、実際の運営の中でこの点が十分消化される保障があるか。

またこれの決定にあつて審議会の意見を聞く措置をとる用意はないか。

八 失対事業等への就労にあつて、各種の不平不満、トラブルが起きている事例が少くないが、これの平和的処理について、いかなる具体的措置をとらんとするのか。

この際法制上の措置として、失対事業苦情処理機関を設置すべき

九 職業訓練が大幅に実施されることは結構だが、訓練中の生活保障について、具体的にどの程度の保障措置をとる考えがあるのか。

十 職業訓練をうけるにあつては、本人の自由意思を尊重すべきだと思うが、その保障について、いかなる措置をとるつもりか。右質問する。

昭和三十一年七月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長 清瀬 一郎殿

衆議院議員井堀繁男君提出職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井堀繁男君提出職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一、本法に対し、一部に「失対打ち切り」であるとの誤解があり、就労者の間に無用の不安の念を生じていることはまことに遺憾である。本法の附則第二条第三項に明記しているように、現在の就労者については引き続き失業対策事業に

就労できるより取り計らつており、また、新たな失業者に対しては、すみやかに民間の安定した雇用に就くことができるよう十分な就職促進の措置を実施し、それでも就職できない場合は、失業対策事業により就労の機会を提供することとしている。そして、これらのための予算の裏付けも十分なされているので、本法はなんら失対の打ち切りといわれるものではない。

二、失業対策事業は、他に就職の途のない失業者に対して、公共の負担により就業の場を提供する制度であつて、その実施には、労働大臣の定める計画及び手続の下に事業主体たる地方公共団体があつることとなつており、この制度の推進について国及び地方公共団体の双方が責任を負うことは、従来から明らかである。

ただ、従来失業対策事業については、事業種目が土木事業に片寄つていて、あるいは日々紹介が行なわれているため就労先が安定していないこと等の問題があつたので、今後は屋内作業を含めた多彩な事業種目を実施し、あるいは一定期間継続的に同一現場に直

行できる計画紹介方式を採用する等運営面で改善を加えてまいりたい。

三、高齢の失業者や体力の弱い失業者は、就職促進の措置を講じても、通常の就職は極めて難しい実情にあることを考慮して、それらの者にふさわしい内容の高齢失業者等就労事業を実施し、直接これに就労できる道を開いたものである。

従つて、高齢失業者であつても十分意欲、体力がある者は、就職促進の措置を受けることができ、また、失業者就労事業にも就労できるものである。

公共職業安定所が高齢失業者等就労事業に紹介する失業者は、緊急失業対策法の改正規定第十一条の二第三項で「労働省令で定める年齢以上の高齢者又は労働省令で定めるところにより体力がこれに類すると認められる者でなければならぬ」としているところであつて、年齢又は体力についてどこで線を引くかということは、労働市場の状況、社会慣行の推移等実情に即して決定すべきものである。省令に委ねることとしたものである。

もちろん、この省令を定めるにあつては、関連制度の運営状況等を勘案し、また各方面の意見を参考にする等慎重な配慮をいたしてまいりたい。

四、高齢失業者等就労事業の賃金は、原則的には、失業者就労事業と同様に同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して地域別に実際の作業に応じた定めるべきものとしてゐる。また高齢失業者等の作業について民間における類似の作業といつてもその例も少なく、またあつても賃金が極端に低いことも懸念されるので、社会保障制度による給付の水準をも考慮してできるだけ配慮いたしたい。

なお、低率賃金の原則を廃止したところでもあり、現在の失対就労者が高齢失業者等就労事業に移つた場合でも、現に受けている賃金より下回ることとならないよう十分配慮してまいりたい。

五、失業対策事業は、他に就職の機会のない失業者に対して雇用の場を提供するための事業であり、あくまでも雇用対策の一環として実施するものである。従つて、本法では、できるだけ賃金としての通

常の性格を貫くより配慮するため、現行の低率賃金の原則を改め、今後はできるだけ就労者の能力にふさわしい事業運営を行なうとともに、賃金は失対事業において実際に実施している作業ごとにその作業内容にふさわしい通常の賃金を支給できるより規定したのである。

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものであり、このような原則の上に立つて定められる民間の類似の賃金を考慮して決定される失対事業の賃金についても、その点が十分反映されることとなるものと考ええる。

六、失業対策事業の賃金については、この事業が失業者を対象として公共の負担によつて造出する特別の就労の場であり、国家的制度としての統一性を保つ必要があるため労働大臣がこれを定めることとするが、この場合公正かつ慎重な態度で臨むことが望ましく、かつ、民間賃金の動向等に応じ改訂の必要がある等技術的専門的事項について諮問すべき機関を常設しておく必要があるため、学識経験者によつて構成される失業対策事業

賃金審議会を設けることとしてゐるのである。

その他失業対策事業の運営全般についても、第三者機関の有益な意見の反映されることの望ましいことはもちろんであるが、こうした事柄については、現に「失業対策に関する事項」をその所掌事務とする雇用審議会において、従来から失業対策事業の運営に関する答申や建議をたびたび受けているところであり、また職業安定法の施行と関連する部分については実質的に職業安定審議会の意見をきくこととなり、これら審議会の意見を十分尊重して事業の運営を行なつてまいりたい。

七、本法においては、事業主体における事業運営面の適正化を図るため、新たに事業主体ごとに運営管理規程を定めるよう改正を行なっているが、運営管理規程を定めるにあつて、労働条件に関連する部分は就業規則としての性格を有するので、労働基準法の規定により当然就労者側の意見を聞かねばならないものである。

なお、労働大臣が失業対策事業の運営の基本方針を定めるにあつては、関係者の意見を十分斟酌

してまいることがもろんである。

また、こうした事柄について審議会の意見を聞くことについては、六、の後段に述べるとおりである。

八、従来、失対事業の就労をめぐつて生ずる苦情については、これを適切に処理する機構がないため無用の摩擦を生じ、事業の正常な運営を阻害するおそれなしとしなかつたところであるが、今後においては就労者の代表を加えた苦情処理機構を設け、これによつて就労者の苦情及び紛議を平和的かつ迅速に処理したいと考えている。そして、その具体的な設置運営は、それぞれの現場の实情に応じ、各事業主体の創意を十分生かして苦情が処理されることが望ましいので、本法によつて新たに事業主体が定めるべきこととされている運営管理規程に苦情処理に関する事項を是非規定するよう労働省令で明らかにしたい。

九、就職促進の措置の対象となつてゐる者が職業訓練を受けている期間に、失対賃金を二五%上回る月額一、五五〇円程度の職業訓練手当を支給することとしている。

また、公共職業訓練を受けるために扶養家族と別居して寄宿を要する者に対しては、寄宿手当として、月額三、六〇〇円を支給することとしている。

一〇、就職促進の措置は、失業者ができるだけ早く就職できるよう職業訓練、就職指導等を実施するものであるから、公共職業安定所と失業者との相互の緊密な協力のもとに措置が行なわれる必要がある。従つて公共職業安定所が十分本人の希望を尊重して職業訓練等の措置を講じてまいることがいふまでもない。

なお、公共職業安定所長が就職促進措置として職業訓練を受けさせる場合の手続等については、労使、公益の三者構成となつてゐる中央職業安定審議会に諮問して定めることとしたしたい。

右答弁する。

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近わが国の建築技術の進歩により、超高層建築物の建

築が可能になつてきており、また、土地の合理的利用の点からも、現行の建築基準法による建築物の高さの制限は、実情に合わない面があることにかんがみ、建築物の建築に際し、その規模の規制を行ない、道路その他都市施設との均衡を考慮し、健全な都市を建設するために、容積地区を指定することができるとし、その地区内においては建築物の高さの制限を廃止または緩和すること等を目的とするもので、主な内容は次の通りである。

1 建設大臣は、都市計画の施設として、容積地区を指定することができるとし、この容積地区内においては高さの制限を廃止するとともに、現行の前面道路の幅員による建築物の高さの制限を緩和するほか、隣地の採光を確保するため、建築物の一定の高さを超える部分について制限を行なうものとする。

2 現在、特定街区については一定の割合の容積率が定められてゐるが、この割合を都市計画決定の際、個々に具体的に規定できるものとする。

昭和三十三年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一) 議案に関する報告書

3 建築物の建築等に関する確認手数料の限度額の改訂を行なうものとする。

4 非常災害の場合の応急仮設建築物等に対する緩和区域の指定を、建設大臣から都道府県知事の承認のできるものとする。

二 議案の可決理由

都市計画に適正な建築物の規模を確保するため、及び建築物の建築等に関する確認手数料の限度額を増額するための措置として必要と認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年七月四日

建設委員長 福永 一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

不動産の鑑定評価に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における宅地価格の高騰の一要因として、合理的な地価形成の制度の欠如していることにかんがみ、ここに不動産鑑定評価制度を確立して、權威ある鑑定人を確保し、適正な地価形成を

はかり、宅地価格等の安定に寄与することを目的とするもので、主な内容は次の通りである。

1 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の制度を定め、高度の国家試験を実施して、その合格者で鑑定士等にならうとする者は、建設大臣の登録を受けるものとしたこと。

2 不動産鑑定業を営もうとする者は、建設大臣又は都道府県知事の登録を受けるものとし、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上置くものとしたこと。

3 土地収用委員会が鑑定人に出頭を命じて土地価格等に関して鑑定評価をさせるときは、当該鑑定人のうち、少なくとも一人は、不動産鑑定士でなければならぬものとしたこと。

4 依頼者が、不当な鑑定評価を行つた場合の救済措置を規定し、不当な鑑定評価を行つた鑑定士等に対しては懲戒処分を、また鑑定士等に不当な鑑定評価を行なわせた当該業者に対しては、監督処分を行なうものとしたこと。

5 不動産鑑定士試験を実施し、また鑑定士等に対する懲戒処分

について建設大臣に意見を述べ、その他不動産鑑定評価制度の運営に関する重要事項について調査審議させるため、建設省の附屬機関として不動産鑑定士審査会を設置するものとしたこと。

6 経過措置として、この法律の施行の日から三年以内に限り、本試験に代えて、特別不動産鑑定士試験を実施するものとしたこと。

二 議案の可決理由

本案の主旨である不動産鑑定評価制度の実施は、地価形成上の欠陥を除去し、宅地価格の安定と、宅地等の円滑な流通をはかるための措置として必要と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年七月五日

建設委員長 福永 一臣

衆議院議長清瀬一郎殿

不動産の鑑定評価に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて

〔別紙〕

不動産の鑑定評価に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて

は、左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地価の公示制度を創設して、標準地の標準価格を定期的に公示する等、地価安定のため実効ある措置を講ずること。

二 建設大臣は、鑑定評価を適正ならしめるため、必要な鑑定評価基準を定めること。

三 鑑定士等の団体については、都道府県を単位とした団体及び全国を単位とした団体を設立させるための指導をはかるものとする。

四 将来農地等を、この法律にいう不動産の鑑定評価の行為の対象に含まれるものとする。

右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における自動車数の激増、自動車の性能、種類の変化並びに自動車の高速化に伴い、車両保安の向上確保と、登録、検査等の制度の合理化、簡素化を図るもので、そのおもな内容は、次の通りである。

1 自動車の使用者に対し、一定の期間ごとに運輸省令で定める基準で点検し、かつ保安基準に適合するよう整備することを義務づけることと、これが実効を期するため、陸運局長は、検査の際、当該記録簿の呈示を求め得ること。

2 三輪以上の軽自動車の分解整備事業を認証制の対象とする。

3 農耕作業用及び特殊作業用軽自動車を軽自動車の種別から除外し、小型特殊自動車として自動車の一類別とし、陸運局長への使用の届出を要しないこととする。

二 議案の可決理由
本案は、自動車の保安の向上を図るため、妥協と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年七月五日

運輸委員長 木村 俊夫

衆議院議長清瀬一郎殿

探石法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、昭和二十五年、戦災

復興と土木建築業の活況に伴う石材の急速な需要増大に即応して、採石業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定されたものである。

本案は、採石業の発展に伴い採石による公害等の発生が増加している現状にかんがみ、採石業者に対する監督規定の強化整備を図ろうとするものである。その主な内容は次の通りである。

1 現行法では、採石業者が採石業に着手したときは、遅滞なくその採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならぬとなつてゐるが、これを採石業に着手しようとするときの事前届出制に改めるとともに、採取の方法も届出に記載すること。

2 通商産業局長は、採石のための土地の掘さく、岩石の破碎等により他人に危害を及ぼし、公共施設を破壊する等公共の福祉に反すると認めるときは、その採石業者に対し、公害防止方法を定め、その認可を受けることを命じ、その命令を受けた者は、公害防止方法に従わなければならないこと。

3 現行法では、通商産業局長

は、採石のための土地の掘さく、又は廃石のたい積により公共施設を破壊し、又は他産業の利益を損ずるときは、その採石業者に対し、その防止のための必要措置を講ずるよう命令することができるとなつてゐるが、その適用範囲に岩石の破碎による場合を加え、またそれらの原因により他人に危害を及ぼす場合にも命令できること。

4 前項の防止措置命令だけでは、その目的を達することが著しく困難と認めるときは、事業の停止を命ずることができると。

5 都道府県知事は、採石業者の行為が他人に危害を及ぼし、公共施設を破壊し、他産業の利益を損ずる事実があると認めるときは、通商産業局長に対し、必要な措置をとるべきことを請求することができ、通商産業局長は、これに対し、必要があると認めるときは、公害防止のための命令をしなければならないこと。

なお、本法は、公布の日から起算して、六十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、採石法の施行後の状況

にかんがみ、採石業に対する監督措置を強化整備する措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年七月五日

商工委員長 逢澤 寛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その一)

官報

号外 昭和三十三年七月六日

第四十三回 衆議院會議録 第五十号(その二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、国家公務員の任命について同意を求めるの件、の総数及びその結果

内閣提出議案 二百三十七件

内 予算 六件 両院可決

条約 二十七件

内 両院承認 二十三件

参議院通過、本院未了 三件

本院未了 一件

予備費支出の件 八件 両院承諾

決算その他 五件

内 委員長報告の通り議決 一件

委員会審査未了 四件

法律案 百八十五件

内 成立 百五十八件

本院通過、参議院審査未了 十件

一件

参議院通過、本院審査未了 一件

委員会審査未了 十四件

参議院に提出撤回 一件

国会の議決を求めるの件 二件

両院可決

国会の承認を求めるの件 四件

両院承認
議員提出議案 八十件

内 法律案 五十三件

成立 七件

参議院審査未了 一件

本院審査未了 三十七件

撤回 八件

規則案 二件 可決

衆議院予備金支出の件 一件 承諾

決議案 十八件

内 可決 四件

否決 六件

未決 四件

撤回 四件

重要動議 六件 可決

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 三十四件

内 参議院提出法律案 二件 成立

参議院議員提出法律案(衆議院予備費) 三十二件

内 参議院審査未了 三十一件

撤回 一件

前国会審査未了の決算等 四件 委員長報告の通り議決

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、今六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

近畿圏整備法

中小企業基本法

建築基準法の一部を改正する法律

不動産の鑑定評価に関する法律

道路運送車両法の一部を改正する法律

採石法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、今六日、山崎事務総長から河野参議院事務総長及び井野裁判官弾劾裁判所裁判長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員に今松治郎君を選任した旨通知した。

一、今六日、本院は参議院議員大河原一君が肥料審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今六日、本院は地方財政審議会委員に武岡憲一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、今六日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

田中 正巳君 井村 重雄君 八木 一男君

(通知書受領)

一、今六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に交付した旨の通知書を受領した。

関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジラランド)の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法

老人福祉法

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律

戦傷病者特別援護法

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二) 議長の報告

一四四二

電力用炭代金精算株式会社法
石炭鉱業經理規則臨時措置法
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律
新住宅市街地開発法
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律
豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法

昭和三十一年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律
関越自動車道建設法

失業保険法の一部を改正する法律
船員保険法の一部を改正する法律
沿岸漁業等振興法
(常任委員辞任)

一、今六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 細川 彌三君
法務委員

一萬田尙登君 稲葉 修君
小川 半次君 河本 敏夫君
松本 一郎君 片山 哲君
井村 重雄君 金子 一平君
飯谷 忠男君 谷垣 專一君

早川 崇君 藤井 勝志君
米山 恒治君 田中幾三郎君
田中幾三郎君 高橋 等君
外務委員 金子 一平君
大蔵委員 一萬田尙登君
文教委員 湯山 勇君
山口 鶴男君
社会労働委員 小川 半次君
井村 重雄君
農林水産委員 米山 恒治君
飯谷 忠男君 稲葉 修君
河本 敏夫君 片山 哲君
運輸委員 松井 政吉君
建設委員 宇野 宗佑君
宇野 義雄君 久保田四次君
前田 幾三郎君
玉置 一徳君 田中幾三郎君

予算委員 高崎達之助君 竹山祐太郎君
中島 茂喜君 水田三喜男君
決算委員 久保 三郎君
牧野 寛家君
議院運営委員 金丸 信君
宇野 宗佑君 小沢 辰男君
伊藤宗一郎君
(常任委員補欠選任)
一、今六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 中島 茂喜君
法務委員 金子 一平君 飯谷 忠男君
井村 重雄君 米山 恒治君
谷垣 專一君 田中幾三郎君
小川 半次君 一萬田尙登君
稲葉 修君 松本 一郎君
竹山祐太郎君 牧野 寛家君

河本 敏夫君 松井 政吉君
片山 哲君 高崎達之助君
外務委員 金子 一平君
大蔵委員 一萬田尙登君
文教委員 湯山 勇君
山口 鶴男君
社会労働委員 小川 半次君
井村 重雄君
農林水産委員 米山 恒治君
飯谷 忠男君 稲葉 修君
河本 敏夫君 片山 哲君
運輸委員 松井 政吉君
建設委員 宇野 宗佑君
宇野 義雄君 久保田四次君
前田 幾三郎君
玉置 一徳君 田中幾三郎君

予算委員 田中伊三三郎君 飯谷 忠男君
田中伊三三郎君 北澤 直吉君
保科善四郎君
決算

通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)

一、今六日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

戦傷病者特別援護法案
関越自動車道建設法案

一、今六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案
老人福祉法案
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

電力用炭代金精算株式会社法案
石炭鉱業経理規制臨時措置法案
重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案
新住宅市街地開発法案
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案

昭和三十三年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
沿岸漁業等振興法案

(議案撤回通知書受領)
一、今六日、参議院から、四月一日予備審査のため送付された次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外七名提出)

(質問書提出)
一、今六日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

現下の酪農における諸施策についての質問主意書(實川清之君提出)
(答弁書受領)

一、今六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員實川清之君提出現下の酪農における諸施策についての質問に對する答弁書

現下の酪農における諸施策についての質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十三年七月六日
提出者

實川 清之
衆議院議長清瀬一郎殿
現下の酪農における諸施策についての質問主意書

酪農は、わが国農業のうちで最も有力な選択的拡大部門として扱われており、農業構造改善事業のなかでも政府はこれに伴う一連の諸施策を進めており、かつ、酪農民はこの方針に対応して営々として増産につとめてきたが、現下の生乳の生産は過剩状態となり、夏期需要期は別として、十月以降における酪農不況は火を見るより明らかであつて、酪農民の不安は刻々増大している。

これは、農林省の生乳需給推算の甘さからきたものであり、かかつて農林省の責任といわざるを得ない。更に、文部省は輸入脱脂粉乳による給食を全国小中学校全児童、生徒に実施することとなつて、三十四億円すなわち八万四千トンの脱脂粉乳の輸入を進めておるが、これはわが国生乳生産量の約四十四パーセントを占めるはるかに大なる量であつて、生産過程にあるわが国の酪農を根柢からくつがえす暴政であり、かつ、政府奨励の酪農政策と全く相反する政策であつて、政府における政策の不統一を暴露するものであり、酪農民をして、政府が二つ存在するのかと嘆かしてゐる現状である。また、今回千葉県下に起こつたグリコ東京乳業株式会社採つた生乳取引契約の一

方政策的受乳拒否は、酪農法の明らかなる違反である。かつ、これが生乳の受入れをいわずに四大メーカーは協定していずれも拒否し続け、酪農民はまさに路頭に迷わんとする現状は見るに忍び得ないものがあり、独占禁止法違反の疑いが濃厚である。

以上、現下酪農をめぐる諸問題について、政府の明快なる見解と施策についての回答をお願いする。
右質問する。

昭和三十三年七月六日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員實川清之君提出現下の酪農における諸施策についての質問に對する答弁書

兒童生徒の栄養改善の実をあげ、あわせてわが国酪農の健全な発展を図る観点から学校給食において国内産の牛乳を使用することが望ましいのではあるが、現状においては、牛乳の需給事情と学校給食費の負担等の問題もあり、国内産牛乳の使用とともに輸入脱脂粉乳によつて所要量の充足を図つてゐる。今後は、実情に即して直接飲用のほか、脱脂粉乳との混合使用等の方法により国内産牛乳の利用がいつそう拡大されるよう努め、兒童生徒の栄養改善とあわせてわが国酪農の健全な発展に資することとしたい。

また、千葉県下におけるグリコ東京乳業株式会社の生乳取引契約の変更入れにかかる紛争は、取引条件の変更につき一箇月以上の予告期間をおかなかつたという点において、生乳取引の安定を目的とする酪農振興法の精神に照らして必ずしも妥当でないと考えられるので、政府としては関係者に取引関係を正常に復した後折衝を行なうよう指示するとともに、当面の生乳の処理に遺憾のないよう指導を行なつた。この結果現在では生乳の取引先を他の乳業者に變更して落着いてゐる。

また、千葉県下におけるグリコ東京乳業株式会社の生乳取引契約の変更入れにかかる紛争は、取引条件の変更につき一箇月以上の予告期間をおかなかつたという点において、生乳取引の安定を目的とする酪農振興法の精神に照らして必ずしも妥当でないと考えられるので、政府としては関係者に取引関係を正常に復した後折衝を行なうよう指示するとともに、当面の生乳の処理に遺憾のないよう指導を行なつた。この結果現在では生乳の取引先を他の乳業者に變更して落着いてゐる。

右答弁する。

昭和三十一年七月六日 衆議院會議録第五十号(その二)

衆議院會議録第三十六号中正誤

ベシ段 行 誤 正

九六四 三 安部晋太郎 安倍晋太郎

九六五 三 沿わぬ 沿わぬ

九六六 三 清瀬議長 清瀬議長

九六七 三 誤したうに したことに

九七三 四 部合 都合

九七四 一 安部晋太郎 安倍晋太郎

九七五 一 利山利恭君 秋山利恭君

九七六 一 利山利恭君 秋山利恭君

九七七 一 利山利恭君 秋山利恭君

九七八 一 利山利恭君 秋山利恭君

九七九 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八〇 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八〇 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八一 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八二 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八三 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八四 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八五 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八六 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八七 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八八 一 利山利恭君 秋山利恭君

九八九 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九〇 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九一 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九二 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九三 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九四 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九五 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九六 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九七 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九八 一 利山利恭君 秋山利恭君

九九九 一 利山利恭君 秋山利恭君

衆議院會議録第三十八号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一〇四七 一 六回答 問答

一〇四八 一 六回答 問答

一〇四九 一 六回答 問答

一〇五〇 一 六回答 問答

一〇五一 一 六回答 問答

一〇五二 一 六回答 問答

一〇五三 一 六回答 問答

一〇四四 一 八 雇用を 雇用と

衆議院會議録第四十四号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二二六 五 四 三百二十二 三百二十三

明治三十五年第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(ただし良紙は二十円)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地

大蔵省印刷局

印刷局

官

課

課

課

課

課

課

課

課